ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 3 MARCH

農業の構造変化と地域農業

●農地の流動化・集積が進む日本農業

●コメをめぐる状況の変化と地域としての取組み

●農作業受委託の進展における農協の役割・取組み

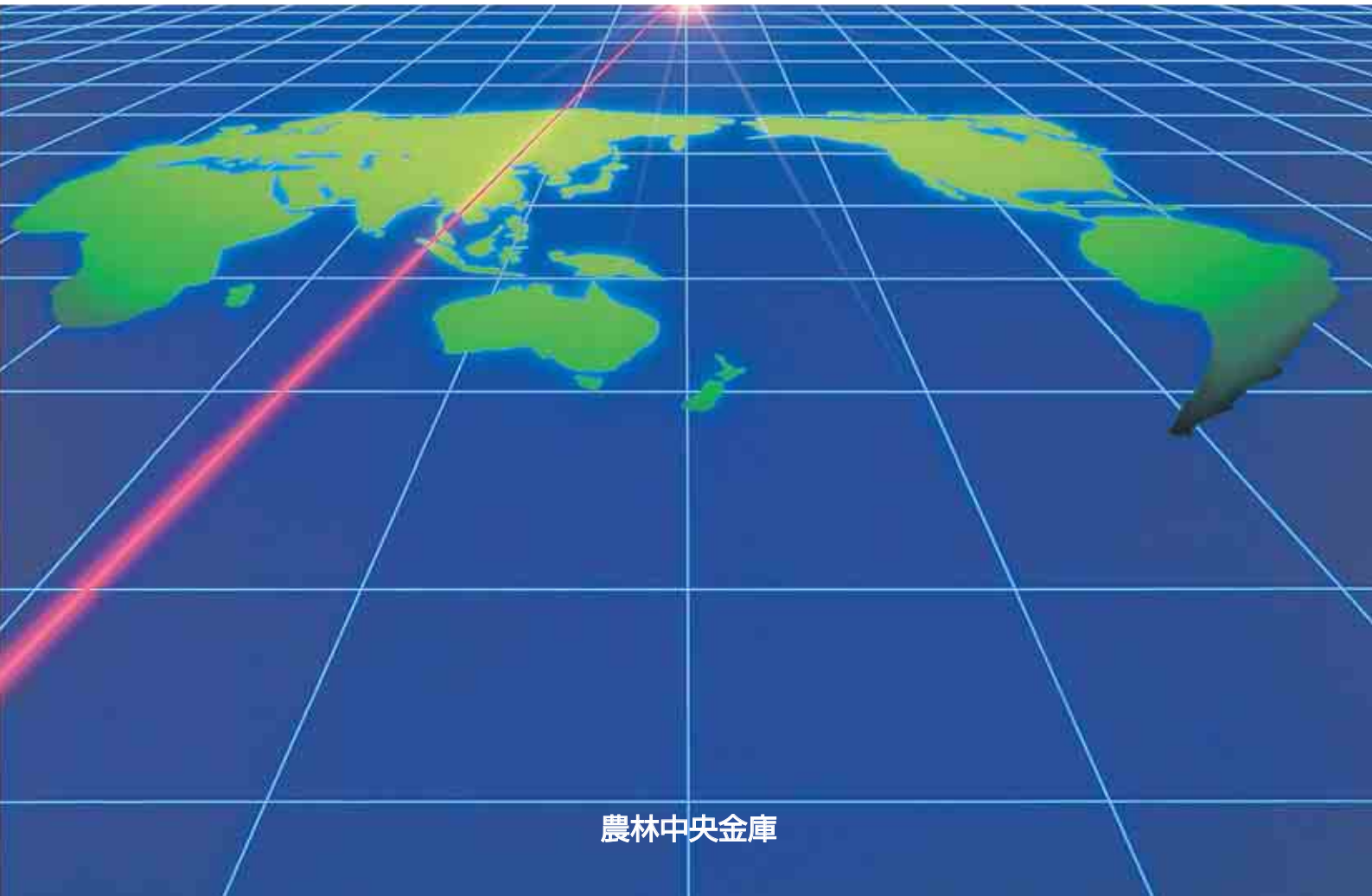

農林中央金庫

http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

韓国の「国のカタチ」

「韓国に後れをとるな」。これは，TPP推進派の主張のひとつである。韓国は1960年以降，年平均成長率７％を超える経済発展を遂げてきた。その高度成長を支えたのは，GATT，WTO体制下で順調に増大した輸出である。その結果，韓国の輸出依存度は54％（2008年）となり，日本の18％を大きく上回っている。

しかし，韓国の「国のカタチ」をみると，疑問に思うことが多々ある。まず，韓国政府は国際競争力を強めるために大企業優先の政策をとってきた。そのために，大企業と中小企業の収益力格差が拡大するとともに，大企業偏重の政策のなかで中小企業の層はきわめて薄いものとなった。経済のグローバル化により部品等の中間財は輸入すれば事足りたことも，国内の中小企業育成に力を注がなかった要因のひとつである。

しかし，中小企業の層が薄いことが「国のカタチ」をいびつなものにした。中間財の多くを輸入しているために，輸出が拡大しても雇用の増大に結びつかないのである。韓国は雇用創出力の著しく低い国となった。大卒の若者の就職内定率は３，４割だという話を聞いた。正規職に就けない若者は非正規職を転々としているという。

中小企業の層の薄さは農村の構造にも影響している。韓国の専業農家比率は58％（08年）と高いが，農家一世帯当たりの世代構成をみると，１世代が55％，２世代34％，３世代11％であり，日本のそれぞれ17％，43％，40％と比べて，韓国は1世代が圧倒的に多い。また，農家の世帯員数をみると，１～２人が52％（05年），３～４人32％，５人以上16％（日本はそれぞれ22％，31％，47％）であり，しかも，その実相は単身高齢者と高齢者夫婦世帯である。つまり，高齢1世代専業農家が過半を占めているのである。

農業所得の家計費充足度（農業所得/農家の家計支出）は95年の71％から2000年の61％へ５年間で大きく低下した。農家は農外所得で家計を補足する必要があるが，中小企業の層が薄いこともあって農村に兼業機会は少ない。そのために，韓国では長男も含めて青壮年層を中心とする離農が進んでおり，かつ，都市への流出を伴う離農である点に特色がある。

いまひとつの問題は，外国資本の支配力が強まっていることである。97年のアジア通貨危機によって経済危機に陥った韓国は，98年にIMFの緊急融資を受けて外資規制を撤廃した。その結果，財閥系企業といえども外資の比率が約５割（現代48％，サムソン54％）に達している。主要金融機関においては株式の７～10割（国民銀行86％，韓国外換銀行74％，韓美銀行99％，第一銀行100％）が外資ににぎられてしまった。米韓FTA，EU韓FTAの推進の背景にはこうした外国資本の意向が働いていたのではないだろうか。

輸出依存度の高い韓国は，03年以降FTA推進を積極化している。財閥系大企業は国際競争力を強化し，５大財閥グループ（サムソン，現代，SK，LG，ロッテ）の売上高の合計はGDPの７割に匹敵する規模である。しかし，「国のカタチ」をみると，中小企業の層が薄く，雇用創出力は弱い。多くの若者が正規職に就けない。青壮年層が流出し，高齢専業農家が農業を支えている。そして，農家の96.5％は「後継者がいない」（05年韓国農業総調査）という現実をかかえている。将来，食料自給率の急速な低下が懸念される「国のカタチ」がそこにある。

我々は，韓国のこのような「国のカタチ」を追随するのではなく，日本のあるべき「国のカタチ」を追求すべきではなかろうか。

（（株）農林中金総合研究所　常務取締役　鈴木利徳・すずき　としのり**）**

http://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第 64 巻　第 3 号〈通巻781号〉

目　次

今月のテーマ

農業の構造変化と地域農業

今月の窓

韓国の「国のカタチ」
（株）農林中金総合研究所 常務取締役　鈴木利徳

農地の流動化・集積が進む日本農業
内田多喜生 —— 2

乾燥調製・保管機能に着目して
コメをめぐる状況の変化と地域としての取組み
小針美和 —— 14

農作業受委託の進展における農協の役割・取組み
（財）農村金融研究会 主任研究員　尾中謙治 —— 29

談話室

人口減少時代を迎えて
（株）農林中金総合研究所 顧問　小林芳雄 —— 26

情勢

地方財政の変化と問題
——財政健全化法施行とリーマン・ショック後の地方財政運営——
渡部喜智 —— 43

統計資料 —— 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

農地の流動化・集積が進む日本農業

主任研究員　内田多喜生

〔要　　旨〕

1　2010年センサスにより日本の農業構造をみると，05年センサスに比べ販売農家は大幅に減少し，自給的農家はほぼ横ばい，土地持ち非農家は大幅に増加した。また，法人経営等の農家以外の農業経営体も増加した。その一方で，農地の減少・耕作放棄地の拡大には一定の歯止めがみられたが，農業就業人口は大幅に減少し，平均年齢も65.8歳と65歳を超えた。

2　農業就業人口の高齢化は，日本農業を担ってきた昭和一けた世代がすべて75歳以上に移行したことの影響が大きいとみられる。しかし，こうした高齢化にもかかわらず，農地の減少・耕作放棄地の拡大に一定の歯止めがみられたことは注目される。

3　この背景にはいくつかの要因が考えられる。農地の出し手と利用側に分けて考えると，農地の出し手側の要因としては，最大の出し手である土地持ち非農家が所有農地を貸し出す傾向を強めたことがあげられる。その背景は明確ではないが，農地利用の選択を下す主体が昭和一けた世代から次世代へ移行した影響も考えられる。

4　農地の利用側の要因としては，農地の受け皿作りの整備がこの間進んだことがあげられる。とくに経営安定対策の導入を契機に取組みが進んだ集落営農の存在は大きい。さらに，耕作放棄地の発生の抑制に関しては，中山間地域等直接支払制度や少量多品種生産でも販売可能な直売所等の取組みの影響も考えられる。

5　高齢農業者は今後も減少し，それにより農地の流動化が進む可能性は高い。ただし，農地の集積を支えるために必要な農業集落機能については，ぜい弱化の傾向がみられている。農協系統としては農地の仲介機能強化と集落営農等受け皿組織の育成・関係強化とともに，非農家の地域住民や元農家の農地所有者の組織化等で農業集落機能の維持・活性化を図っていく必要があろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　日本の農業構造の変化の概要
（1）　農業経営体の動向
（2）　農業就業人口の動向
（3）　経営耕地・耕作放棄地の動向
（4）　農地集積・規模拡大の動向
2　農地の流動化とその要因
（1）　農地の出し手側の要因
――強まる土地持ち非農家の貸付傾向――
（2）　土地持ち非農家が貸付傾向を強めた背景
（3）　農地の受け側の要因
――農地の受け皿組織の整備――
3　耕作放棄地の抑制の要因
（1）　中山間地域等直接支払制度について
（2）　直売所の増加等販売チャネルの変化
4　農地の利用集積と農協系統の役割
おわりに

はじめに

戦後の日本農業を支えてきたいわゆる昭和一けた世代の農業者の農業リタイアは日本の農業構造の変化につながると従来から指摘されてきた。そして，2010年には昭和一けた世代農業者は75歳以上にすべて移行し，本格的に農業からリタイアしつつある。農業者の過半に近い割合を占めてきたこの階層の農業リタイアは農協の組合員組織とともに，地域農業・地域社会を大きく変容させる可能性がある。

そこで，本稿では，農林水産省「2010年世界農林業センサス」「2005年農林業センサス」「2000年世界農林業センサス」（以下「2010年センサス」「2005年センサス」「2000年センサス」という）等のデータから主に昭和一けた世代を含む高齢農業者やその農業リタイアに伴い移行するケースが多い土地持ち非農家の動向が農地等の農業生産構造へどのような影響を与えているのかを検証する。なお，2010年センサスの公表データはまだ一部データのみであり，本稿の分析には一定の制約があることに留意されたい。

1　日本の農業構造の変化の概要

まず，2010年センサスより日本の農業構造の変化の概要についてみていくこととする。

（1）　農業経営体の動向

第１図は販売農家，自給的農家，土地持

第1図　農家数及び土地持ち非農家数の推移

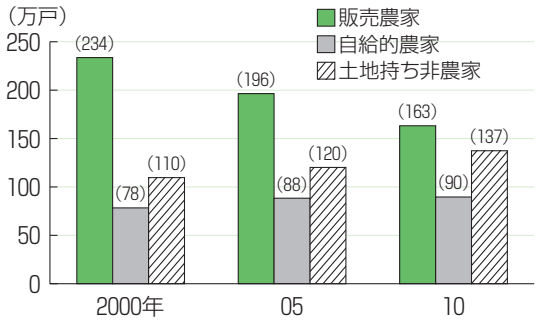

資料　農林水産省「世界農林業センサス」（2000年）（2010年），「農林業センサス」（2005年）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ち非農家の推移をみたものである(注)。05年から10年にかけて販売農家数は196万戸から163万戸へ33万戸，率にして17％の大幅な減少となった。また，自給的農家は88万戸から90万戸へと微増，この結果，総農家数は285万戸から253万戸へ11％減少した。その一方，土地持ち非農家数は120万戸から137万戸へ14％も増加している。

農家が大幅に減少する一方で，第２図にみられるように法人や任意組合による農業経営体は05年の2.75万経営体から10年は3.82万経営体へと約40％もの増加となっている。内訳をみると農事組合法人が0.26万経営体から0.47万経営体へ80％増と最も増加率が高く，法人経営は1.1万経営体から1.46万経営体へと33％増，また法人化していない農業経営体（集落営農が多いとみられる）も1.37万経営体から1.89万経営体へ37％も増加している。

（注）ここで農家（販売農家，自給的農家），土地持ち非農家の定義について確認しておく。農家は「調査期日現在で，経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積10a未満であっても，調査期日前１年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯」をいう。

第2図　法人等の農家以外の農業経営体

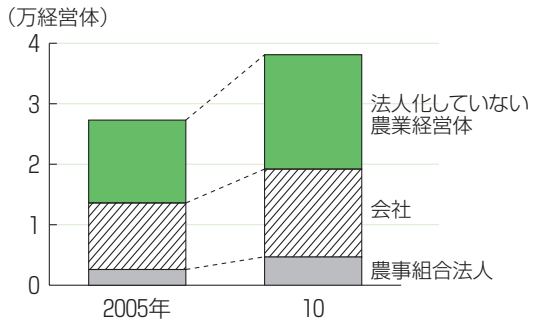

資料　第1図に同じ
（注）1　「法人化していない農業経営体」は個人経営体以外。
2　「会社」とは株式･合名･合資･合同･有限（05年）の各会社。

農家のうち販売農家は「経営耕地面積30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上」の世帯，自給的農家は「経営耕地面積が30a未満で，かつ，調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円未満」の世帯，なお「「農業を営む」とは，営利又は自家消費のために耕種，養畜，養蚕，または自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう」。

土地持ち非農家とは，「農家以外で耕地及び耕作放棄地を５a以上所有している世帯」である。

(2)　農業就業人口の動向

農家の大幅な減少と並行して，農業就業人口の減少と高齢化も進んでいる。第３図にみられるように，販売農家の農業就業人口（調査期日前１年間に自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多いもの）は05年の335万人から10年には261万人へと74.6万人（△22.3％）もの減少になっている。そして，農業就業人口の平均年齢は65.8歳にまで上昇している。

高齢化の進行は昭和一けた世代が10年時点で75歳以上層にすべて移行した影響が大きいとみられる。第４図は年齢階層別農業就業人口の推移をみたものである。00年時点で最も大きな階層であった昭和一けた世

第3図　農業就業人口と平均年齢の推移

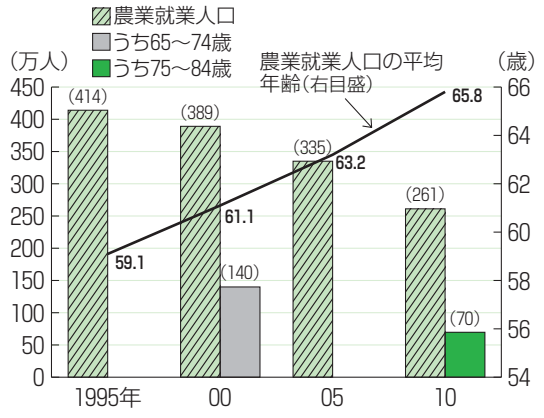

資料　第1図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第4図　年齢階層別農業就業人口の推移

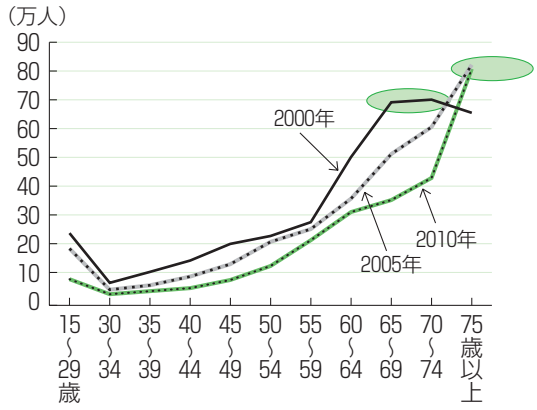

資料　第1図に同じ

代を中心とする65～74歳の年齢階層の農業就業人口（図中◯の左）は10年時点ではすべて75歳以上層へ移行し，かつ75歳以上層自体も05年に比べわずかながらではあるが1.4万人減少している。

75歳以上の農業就業人口の減少からは昭和一けた世代の農業リタイアが加速していることがうかがえる。同世代の農業リタイアは，次世代が一定規模以上の農業経営を継続しない場合は農家から土地持ち非農家への移行を伴うことになる。

そして，第５図は05年から10年にかけての農家増減数と土地持ち非農家増減数の関係を都道府県別にみたものである。農家の減少数が多いほど，土地持ち非農家の増加数が多いという関係が明確にみられている。

(3)　経営耕地・耕作放棄地の動向

農家の高齢化や減少，土地持ち非農家の増加と並行して，経営耕地の大幅な減少や耕作放棄地の拡大が生じることが05年センサスまでの傾向であった。しかし，10年センサスにおいては，農家の大幅な減少と土

第5図　農家増減数と土地持ち非農家増減数の関係（都道府県別，05−10年）

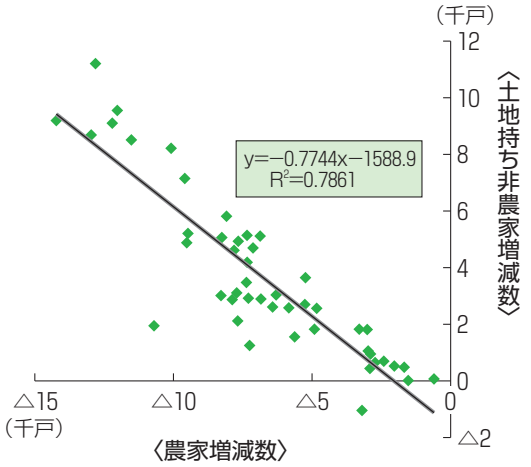

資料　第1図に同じ

第6図　経営耕地面積・耕作放棄地面積の推移

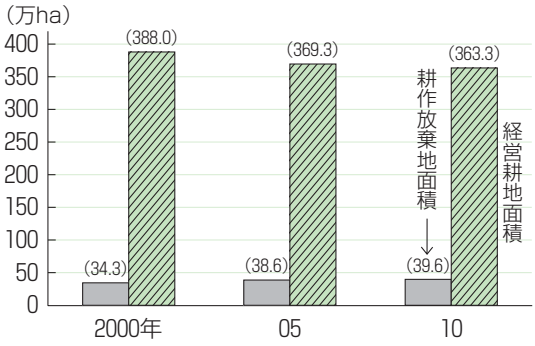

資料　第1図に同じ
（注）　2000年の経営耕地面積は農家のみ。05年，10年は農業経営体すべて。

地持ち非農家の増加にもかかわらず，経営耕地及び耕作放棄地の変化は従来よりも小幅にとどまっている。

第６図は，経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移をみたものである。00年から05年にかけては経営耕地面積が約20万ha（ただし，00年の経営耕地面積は農家のみ）減少，耕作放棄地面積が約４万ha増加していたが，05年から10年にかけては経営耕地面積の減少は約６万ha，耕作放棄地面積の増加は約１万haにとどまった。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

(4)　農地集積・規模拡大の動向

農家の大幅減にもかかわらず，経営耕地面積がほぼ横ばいだったことは，減少した農家の所有耕地が耕作放棄や転用ではなく貸付に向かったことを意味している。それにより，2010年センサスでは農地貸借の大幅な増加と農業経営体の規模拡大が進むこととなった。

第７図は全国の農業経営体（00年は総農家）の借入耕地面積と１経営体当たり経営耕地面積の推移をみたものである。借入耕地面積は05年の82万haが10年には107万haへと25万ha増加し，販売農家を含む1農業経営体当たりの経営耕地面積も05年から10年にかけて1.8haから2.2haへと拡大した。

なお，第８図にみられるように，経営規模別にみると，５ha以上のすべての規模層の農業経営体が増加している一方，それ以下はすべての規模層で減少している。平均経営規模は2.2haであるが，経営体数増減の分岐点は５haとそれを大きく上回っており，同面積以上層への農地集積が平均経営規模の拡大に大きく寄与したことがうかがえる。そして，経営耕地面積のうち５ha以上層が占める割合は都府県では05年の21％から10年には32％へ上昇し，北海道を含む場合05年の43％から10年には51％へと過半を超えるにいたっている。

第７図　借入耕地面積と１農業経営体当たり経営耕地面積

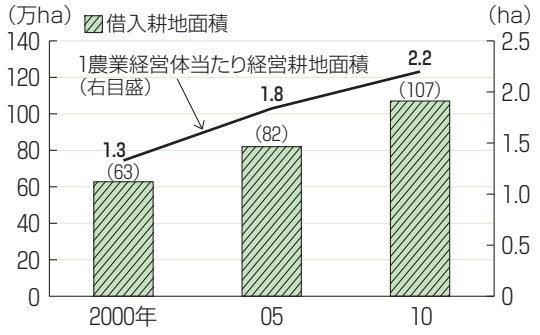

資料　第1図に同じ
（注）　2000年の「借入耕地面積」は農家のみ，「1農業経営体当たり経営耕地面積」は販売農家。

第８図　経営規模別農業経営体増減率（全国，10/05年）

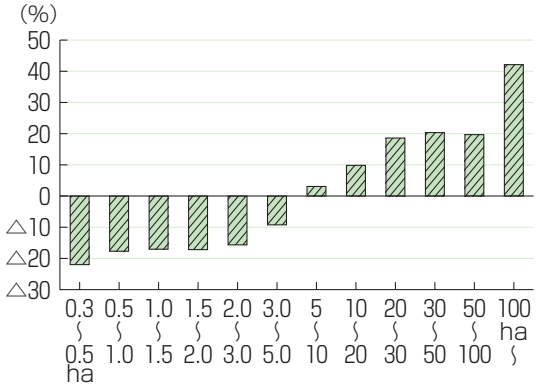

資料　第1図に同じ

第１表は上記の変化を，都府県の規模別経営体数と耕地面積にみたものである。同表からはとくに20ha以上層で経営体数と耕地面積の大幅な増加がみられている。経営体数・耕地面積ともにこの層は倍増し，とくに耕地面積シェアは5.7％から12.8％へと7.1ポイントも上昇し，２倍以上となった。こうした大規模層の経営体の増加とそこへの農地の集積はあとにみるように，都府県で集落営農等の受け皿組織づくりが進んだためとみられる。

2　農地の流動化とその要因

(1)　農地の出し手側の要因

――強まる土地持ち非農家の貸付傾向――

このように2010年センサスでは，農家の減少，農業者の高齢化，土地持ち非農家の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第1表　規模別農業経営体数と経営耕地面積数の変化（都府県）

（単位　千ha，千経営体，%）

			0.3 ha 未満	0.3 〜 0.5	0.5 〜 1.0	1.0 〜 1.5	1.5 〜 2.0	2.0 〜 3.0	0.3 〜 0.5	5 〜 10	10 〜 20	20 〜 30	30 〜 50	50 〜 100	100 ha 以上	合計	うち 20ha 以上
実数	経営耕地面積	2010年	6.9	124.3	390.4	325.5	244.8	323.3	326.0	304.0	190.7	93.9	95.8	77.1	62.4	2,565.0	329.2
		05	7.6	158.4	473.2	391.7	295.3	382.3	351.6	271.0	139.1	48.7	38.9	30.8	32.1	2,620.8	150.5
	農業経営体数	10	35.8	320.8	554.8	270.7	143.8	135.3	87.0	45.5	14.3	3.9	2.6	1.2	0.3	1,616.0	8.0
		05	59.4	411.2	674.2	326.1	173.6	160.2	94.7	41.1	10.5	2.1	1.1	0.5	0.2	1,954.8	3.7
構成比	経営耕地面積	10	0.3	4.8	15.2	12.7	9.5	12.6	12.7	11.9	7.4	3.7	3.7	3.0	2.4	100.0	12.8
		05	0.3	6.0	18.1	14.9	11.3	14.6	13.4	10.3	5.3	1.9	1.5	1.2	1.2	100.0	5.7
	農業経営体数	10	2.2	19.8	34.3	16.8	8.9	8.4	5.4	2.8	0.9	0.2	0.2	0.1	0.0	100.0	0.5
		05	3.0	21.0	34.5	16.7	8.9	8.2	4.8	2.1	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	100.0	0.2
増減数	経営耕地面積	10−05	△0.7	△34.2	△82.8	△66.3	△50.5	△59.0	△25.6	32.9	51.7	45.1	56.9	46.3	30.3	△55.8	178.6
	農業経営体数	10−05	△23.6	△90.4	△119.4	△55.4	△29.9	△24.9	△7.7	4.4	3.8	1.9	1.5	0.7	0.2	△338.8	4.2
増減率	経営耕地面積	10/05	△9.6	△21.6	△17.5	△16.9	△17.1	△15.4	△7.3	12.2	37.2	92.6	146.3	150.5	94.4	△2.1	118.7
	農業経営体数	10/05	△39.7	△22.0	△17.7	△17.0	△17.2	△15.5	△8.1	10.8	35.7	89.9	143.8	154.7	101.9	△17.3	113.5

資料　第1図に同じ

増加が進む一方で，経営耕地の減少や耕作放棄地の拡大に歯止めがかかり，その上で農地流動化による経営規模の拡大，大規模層への農地集積にも進展がみられた。

ここでこうした変化のうちとくに農地の流動化の要因について農地の出し手側，利用側に分けて考えてみたい。

まず，出し手側の要因として，土地持ち非農家と農地利用の関係の変化が考えられよう。なぜなら土地持ち非農家は農業経営体の借入耕地の最大の供給者だからである。例えば2005年センサスでは農業経営体の借入耕地面積82万haに対し土地持ち非農家の貸付面積は41万haと約５割を占めている。

そのため，利用側である農業経営体への農地集積は，農家が土地持ち非農家へ移行した際，所有農地を貸し付けるかもしくは耕作放棄地とするかの選択に大きく左右される。では2010年センサスにおいて土地持ち非農家の選択はどのようなものだったであろうか。土地持ち非農家の貸付耕地面積はまだ公表されていないため，土地持ち非農家数と利用側の借入耕地面積の変化からそれを推定してみたい。

まず，土地持ち非農家増減と農業経営体の借入耕地面積増減の関係を２期間（05−10年，00−05年）についてみたのが第９図

第9図　土地持ち非農家増減数と借入耕地増減面積の関係（都府県別）

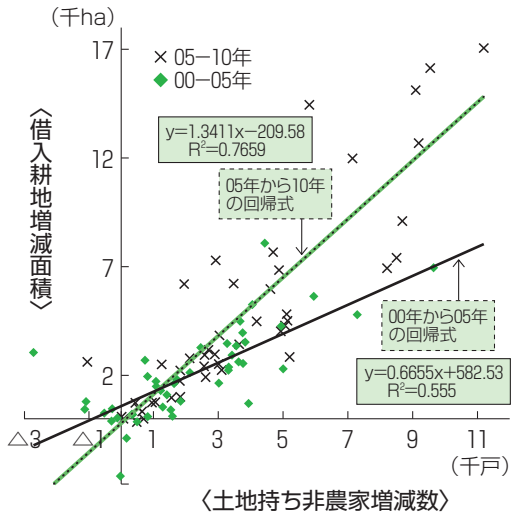

資料　第1図に同じ
（注）　00年から05年の借入耕地面積増減は総農家と農家以外の農業事業体の借入耕地面積合計の比較。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

である。同図から明らかなように，両者には土地持ち非農家の増加数が多いほど，農業経営体の借入耕地面積も多くなる関係がみて取れる。しかも，その関係は00－05年よりも05－10年の方が強まっている。例えば，図中の回帰式を比較すると05－10年の決定係数が00－05年を上回るとともに，00年から05年にかけては土地持ち非農家が１戸増えると借入面積が0.7ha増加する関係だったものが，05年から10年にかけては1.3haへとほぼ倍増している。

同様に，土地持ち非農家の増減とその耕作放棄地の増減との関係を２期間（05－10年，00－05年）についてみたものが第10図である。

それぞれの期間で，いずれも土地持ち非農家の増加数が多いほど耕作放棄地の増加面積も多くなる関係が読み取れるが，その関係は借入耕地とは逆に05－10年の方が00－05年よりも弱まっている。図中の回帰式を比較すると05－10年の決定係数が00－05年を下回るとともに，00年から05年にかけては土地持ち非農家が１戸増えると耕作放棄地面積が0.2ha増加する関係がみられたが，それが05年から10年にかけては0.1haへとほぼ半減している。

第10図　土地持ち非農家増減数と土地持ち非農家耕作放棄地増減面積（都府県別）

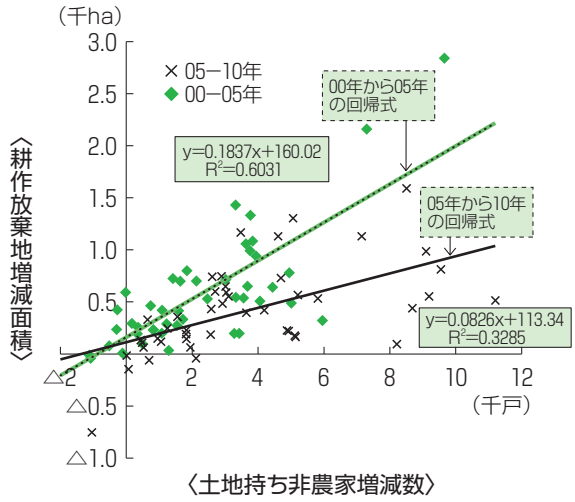

資料　第1図に同じ

(2)　土地持ち非農家が貸付傾向を強めた背景

このように2010年センサスからは，土地持ち非農家が，従来よりも所有農地の多くの面積を，耕作放棄ではなく貸付に出す選択をしたことが農業経営体の借入耕地の大幅な増加につながったことが示唆されている。

この背景には，いくつかの要因が考えられるが，土地持ち非農家の詳細なデータは把握されておらず検証は難しいとみられる。

そこで本稿では筆者が想定する要因に関して簡単に指摘しておくにとどめたい。

それは，農家が土地持ち非農家へ移行する場合に，昭和一けた世代の経営縮小ではなく，同世代の離農・世代交代により土地持ち非農家へ移行するケースが増えたのでないかということである。その場合，農地利用にかかわる選択も次世代が行うことになるとみられる。そして，自らの農業活動への関与が相対的に小さい世代に選択主体が移ったことで貸借に出る農地が増加したのではないかということである。また，既存の土地持ち非農家のなかでも世代交代により同様の変化が生じた可能性はあるとみられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第11図　昭和一けた世代農業就業人口と土地持ち非農家増減数
（00−10年，都道府県別）

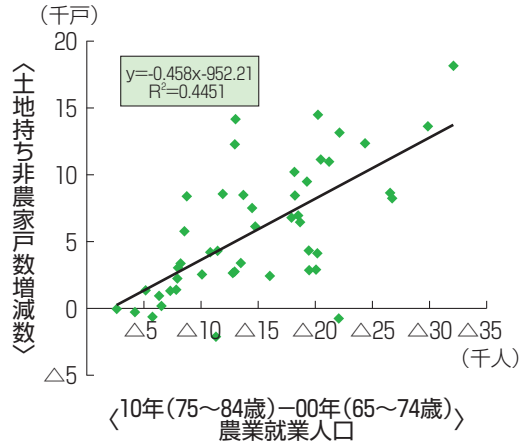

資料　第1図に同じ

土地持ち非農家の世帯構成のデータはないが，第11図は昭和一けた世代を中心とする年齢階層の農業就業人口の増減数を10年（75〜84歳）と00年（65〜74歳）データで計算し，さらに土地持ち非農家の増減数との関係をみたものである。

同図からは，昭和一けた世代を中心とする農業就業人口の減少した都道府県ほど，土地持ち非農家の増加も大きかったことがよみとれる。ここから昭和一けた世代の農業者が経営縮小ではなく営農活動を辞めたことで，土地持ち非農家となった世帯が10年時点では相当数に上っていることが類推される。

農地の貸し手側の要因として，土地持ち非農家の農地貸借に関する意思決定になんらかの変化があったことが，2010年センサスで農地流動化が進んだ要因の一つである可能性は非常に高いであろう。また，この意思決定には以降で述べる集落営農の整備が影響した可能性も高い。

(3)　農地の受け側の要因
――農地の受け皿組織の整備――

次に，農地の利用側の要因について考えてみたい。土地持ち非農家が所有農地を貸し付ける選択をしたとしても，その受け手がいなければ農地の集積は難しい。しかし，05年から10年にかけては集落営農に代表される農地の受け皿組織の整備がとくに都府県で相当に進んだ。

周知の通り，農政の大きな転換が06年にあり，07年産から米や麦，大豆等を対象に品目横断的経営安定対策が導入された。そこでは，制度の助成対象となる「担い手」として，認定農業者で４ha以上，集落営農で20ha以上の経営規模が求められた。従来から集落営農の取組みは各地であったものの，経営安定対策の導入が都府県を中心として集落営農の設立とそこへの農地集積の促進につながったことは間違いないであろう。

そして，06年以降集落営農は増加が続いており，10年には全国で１万３千を超え，集落営農への参加農家数も53.7万戸に上る。また，集落営農の経営耕地面積は37万ha，作業受託面積も13万haあり，合わせた面積は約50万haに達する（１組織当たり36.5ha）。そして，そのうちの９割近い約43万haが都府県が占め，これは都府県の「10年耕地面積」344万haの12.5%に相当する。

このように，集落営農が急速に整備されたことが，個別経営体の規模拡大と並んで土地持ち非農家の増加等に伴う農地の流動化の大きな受け皿の一つとなったことは間

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第12図　集落営農数の推移

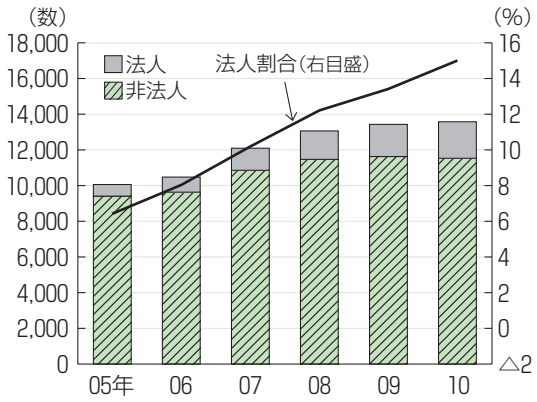

資料　農林水産省『集落営農実態調査』

第13図　経営耕地に占める集落営農の経営耕地面積(10年)と販売農家・土地持ち非農家増減率(10/05年)
(府県別，集落営農の実績のない県除く)

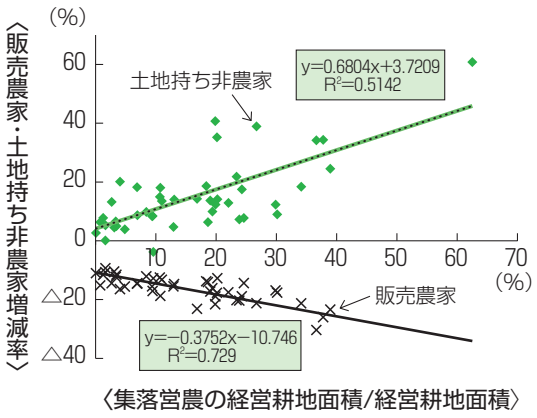

資料　農林水産省「世界農林業センサス」(2010年)，「農林業センサス」(2005年)，「2010年集落営農実態調査」
(注)　農作業受託面積を含む。

違いない（第12図）。例えば，第13図は府県別に経営耕地に占める集落営農の経営耕地面積（農作業受託面積含む）割合と販売農家・土地持ち非農家増減率との関係をみたものであるが，販売農家が大きく減少し，土地持ち非農家が大きく増加している県ほど，集落営農の経営耕地割合が高まる関係がみられる。

さらにいえば，こうした集落営農等の受け皿が整備されたことが，農地所有者の農

第14図　集落営農の経営耕地面積割合(10年)と1農業経営体当たり経営耕地面積増減率(10/05年)
(府県別，集落営農の実績のない県除く)

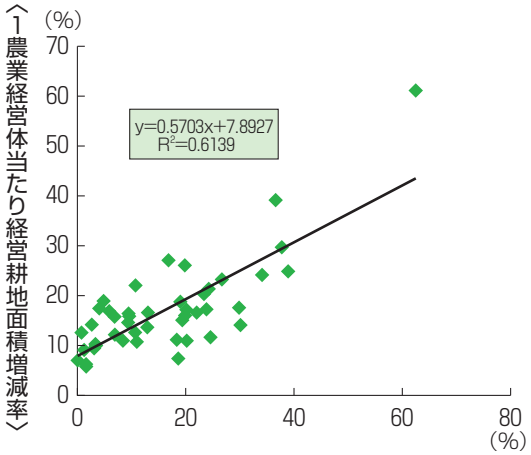

資料，(注)とも　第13図に同じ

第15図　集落営農の経営耕地面積と5ha以上農業経営体の経営耕地面積(10年)
(府県別，集落営農の実績のない県除く)

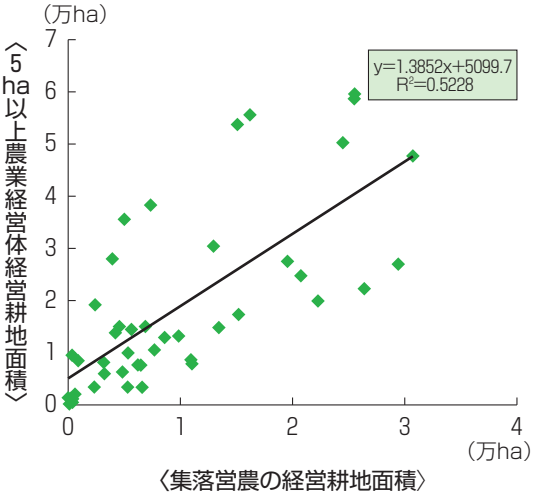

資料，(注)とも　第13図に同じ

地利用の選択に影響を与え，農家から土地持ち非農家への移行を促した側面もあるとみられる。

農地の流動化に集落営農が大きな役割を果たしていることは明らかとみられ，第14，15図のように，集落営農の経営耕地面積（含む農作業受託面積）が占める割合が

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

高い府県ほど１経営体当たりの規模拡大も進んでおり，また集落営農の経営面積が大きい府県ほど大規模層に農地が集積されている関係がみられている。

3　耕作放棄地の抑制の要因

(1)　中山間地域等直接支払制度について

上記のように，農地の出し手，利用側の要因により，農地の流動化が進み，それが耕作放棄の拡大の抑制につながったことは明らかとみられるが，さらに，耕作放棄地の拡大の抑制については別途，制度や販売チャネルの変化も影響したとみられる。具体的には中山間地域等直接支払制度による取組みや，直売所等の増加による農業者の販売チャネルの変化の影響である。

中山間地域等直接支払制度は，05年から09年にかけて第二期対策が実施されている。同制度は農業生産活動等における耕作放棄の防止等の活動が必須条件であるが，さらに第二期対策では耕作放棄地復旧加算が設けられるなど，耕作放棄地対策が強化された。農林水産省の「中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方」（09年８月６日）によれば，「本制度により減少が防止されたと推計される農用地面積7.6万haを前提とすれば，約3.3万haの耕作放棄が未然に防止されたと推計」している。中山間地域ではこの制度により，耕作放棄地の拡大の抑制に顕著な効果があったとみられる。

(2)　直売所の増加等販売チャネルの変化

次に，農家の販売チャネルの多様化，とくに直売所販売での増加が影響している可能性も指摘しておきたい。

周知の通り05年から10年にかけて全国で産地直売所の設置が進んだ。2010年センサスでは全国の産地直売数は16,829か所と2005年センサスの13,538か所から3,000か所以上も増加している。

市場向け出荷の多くが一定の規格・ロットを必要とするのに対し，少量多品種での対応が可能な直売所向け出荷は，農業労働の負担も相対的に小さいとみられ，高齢者や女性も取り組むことができる。

そのため，肉体的に営農活動が難しくなり耕作放棄せざるをえなかった高齢者や女性が直売所向けに少量多品種生産で営農活動に回帰し，耕作放棄の発生が抑制された可能性がある。さらにいえば上記の集落営農等への農地集積にみられるように，農地貸借を進めたことで，少量多品種生産へ労働力を投入できるようになった側面もあるとみられる。

4　農地の利用集積と農協系統の役割

データがまだ不十分であり，検討が十分なされたとはいえない部分も多いが，2010年センサスからは農家構造の変化がより農地の有効利用につながる方向で進んでいることが読み取れる。この変化は現在の農業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

就業人口の平均年齢が65歳を超えていることからみても今後一定期間継続するとみられる。

そのため，農協としてもこうした農家構造の変化に対し地域農業の面的な維持を図るための受け皿づくりと，それを支える農村地域の維持・活性化のための活動を同時に進めていく必要があろう。

具体的には，今回みたように集落営農の整備が農地の有効活用に大きく貢献していることから，農地の面的な利用集積を進めるために，こうした組織経営体の設立支援や既存の経営体との関係を強化していくことがあげられる。

既に，農協系統としては多くの農協が集落営農の組織化に積極的に取り組み，農協出資農業生産法人等による農地保全や農業経営に取り組んでいるが，さらに，農地法等の改正により可能になった農協自身の農業経営や農地利用集積円滑化団体として，農地の効率的利用や利用集積に注力していくことが必要であろう。

今後予想される変化に対し，これらの手段を地域の農業状況に応じ複合的に組み合わせて取組みを進めていく必要があるとみられる。

なお，集落営農の組織化とそれら組織との関係強化は農協の経済事業・営農指導にもメリットがあるとみられる。例えば，資材の発注ロットの拡大や輸送コストの低減は，農業関連事業の効率化につながり，より専門的な営農指導の取組みに資すると考えられる。

ただし，農協が農協自身もしくは集落営農等の支援により農地の利用集積に取り組むためには，その基盤となる農業集落機能の維持が重要な課題になるとみられる。その点で，今回のセンサスでは懸念されるデータも明らかとなっている。

第２表は2010年センサスより農業集落における実行組合の設置状況をみたものである。実行組合とは「農業生産活動における最も基礎的な農家集団」で，多くが農道や農業用用排水路等の保全活動を担っているが，実行組合がある農業集落数は79.1％から72.8％に低下している。これは過疎化や高齢化等によるものとみられるが，こうした傾向は限界集落の増加にみられるように今後さらに進むことが予想され，経営体への農地集積にも支障をきたす可能性がある。

当然であるが，農道や農業用用排水路の整備等にかかる集落機能を維持していくことは集落営農等の経営体への農地の利用集積のために不可欠であろう。そのため農地の利用集積を考える上では，農地の受け皿づくりに加え，農業集落が担ってきた農地保全機能をいかに維持していくかが重要な

第2表　実行組合がある農業集落割合

（単位　100集落，％）

	計	実行組合がある	実行組合がない
2010年	1,392	1,014	378
	(100.0)	(72.8)	(27.2)
2000年	1,352	1,069	283
	(100.0)	(79.1)	(20.9)

資料　第1図に同じ
原資料注：1　2010年は，全域が市街化区域に含まれる農業集落の値は含まれていない。
2　2000年は，農家数4戸以下等の農業集落の値は含まれていない。
（注）（　）内は構成比。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

課題となってくるとみられる。例えば，非農家の地域住民や農地の貸し手となっている元農家の農地所有者などを農地保全のための機能維持のために組織化していくことも課題になってくるとみられる。

また，集落営農への農地や農作業の委託により余裕ができた農業者を，直売所等の少量多品種生産に振り向け営農活動の継続と農家の手取り収入の増加を図ることで，地域農業の面的維持と農村経済の活性化を図っていくような地域農業のコーディネーター機能も農協には求められよう。

なお，今後農地の流動化が進み経営規模の拡大が進むとしても，日本農業ではそもそも地勢条件等から生産の効率化には制約があることを最後に指摘しておきたい。

先の集落営農実態調査では10年の１集落営農当たり経営耕地面積は27haで，2010年センサスの１農業経営体当たりの経営耕地面積の12倍に達する。しかし，とくに都府県では圃場の連坦性や水利の制約から農業集落を越えた規模拡大は，平野で大規模区画整理が済んだ地域を除けば難しいとみられる。

そして，10haを超える経営規模では，規模拡大による生産費削減効果に限界があることも留意すべきであろう。農林水産省の09年産の米生産費調査をみると10～15ha規模（米作付12.5ha）の10a当たり全算入生産費11万1,562円に対して，15ha以上規模（米作付20.3ha）での同生産費（９万3,887円）は作付面積が６割増えても約16％の低下にとどまっている。

おわりに

今回のセンサスは，農家の減少土地持ち非農家の増加という構造変化が，受け皿組織があったことにより農地流動化の促進要因になったことを示している。その意味では農業就業人口の高齢化も，世代交代による農業構造改善が今後急速に進む可能性を示唆しているのではないか。ただし，その条件として，今回みたように営農活動を担う受け皿組織等の育成や農業集落等の農地保全を担う組織の維持が必要である。

農協系統としては，既存の集落営農の支援やそういった組織経営体の次世代の担い手育成等農地流動化に対応した受け皿づくりと，農地利用集積円滑化団体等によりそうした受け皿への農地の利用集積を，並行して進めていく必要がある。さらに，受け皿が営農活動を行う上で不可欠な農地の面的保全を実現するため，非農家の地域住民及び農地を提供した元農家等の組織化を含む集落機能の維持・活性化のための取組みを進めていく必要があろう。

（うちだ　たきお）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

コメをめぐる状況の変化と地域としての取組み

――乾燥調製・保管機能に着目して――

主事研究員　小針美和

〔要　　旨〕

1　2010年度において実施されている戸別所得補償モデル対策では，水田農業を地域の取組みとして推進する視点が希薄化している。しかし，日本の水田農業においては地域の取組みが重要である。本稿では，水田農業において地域の果たしている機能・役割のうち，乾燥調製・保管機能に着目する。

2　乾燥調製・保管機能は協同性が有効的に発揮される分野であることから，産地では，主に農協が事業実施主体としてその機能を担う農業倉庫や共乾施設の運営にあたっている。しかしながら，現在，これらの施設は稼働率低下や老朽化の問題を抱えている。

3　一方で，「需要に応じた生産」，すなわちマーケットインの発想で地域水田農業のあり方を考える上では産地の乾燥調製・保管機能の役割が増している。規制緩和が進みコメの生産・流通における市場原理の要素が強くなるなかで，需要の多様化，消費者の食に対する安全・安心意識の高まりに対応できる適切な流通管理の確保，そのための農業倉庫や共乾施設運営が産地に求められている。

4　多様化する需要に対応するためには，より細分化して区分保管する等の調整を施設で行うことが必要となる。一方で，コメの生産も多様な多数の農家によってなされており，施設での集荷においても，実需のオーダーにこたえられる形での区分管理が求められる。すなわち，多様化している消費，また一方で多様化している生産の両者をつなぐターミナルとしての機能が施設に求められているといえる。

5　先進的な地域では，品質別の区分集荷にもとづく実需先との取引深耕や，地域における環境保全型の生産体系に対応したCEの運営による新たな付加価値の創出等，施設の新たな機能を発揮する取組みを進めるなかで稼働率を高めている事例もみられる。

6　日本の水田農業は諸外国の農業とは異なる特徴をもち，また，国内においても地域性があり多様である。地域水田農業のあるべき姿については，ただ単に経営耕地面積といった数値，経営規模の拡大のみを目標にするのではなく，先進事例にみるように，マーケットインの発想にもとづき，地域に応じた生産体制をどのように構築していくかを地域自らが考えることによって描いていくことが望ましい。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　乾燥調製・保管機能の特徴
（1）　乾燥調製・保管の本質的な機能
（2）　農業倉庫と共乾施設の概況
2　農業倉庫と共乾施設の課題
（1）　施設の老朽化と機能不足
（2）　稼働率の低下と事業収益の悪化
（3）　乾燥調製・保管機能の高度化への対応
3　先進事例にみる取組み
4　事例からの示唆
おわりに

はじめに

2010年度に実施された戸別所得補償モデル対策では，政策の考え方として水田農業を地域の取組みとして推進する視点が希薄化しているとみられる。しかし，日本の水田農業においては農業就業人口の高齢化の進行等に伴う構造変化が顕著に現れはじめており，また，農政の転換，米価の下落に現れているように，近年コメをめぐる状況の変化はますます大きくなっている。短期的にも，また中長期的な観点からも地域としての対応がさらに重要となっている。

本稿では，水田農業において地域の果たしている機能・役割のうち，乾燥調製・保管機能に着目してみたい。これは，これらの機能を担う農業倉庫・共同乾燥調製施設（カントリーエレベーター及びライスセンター，以下「共乾施設」という）には稼働率低下や老朽化の問題がある一方で，「需要に応じた生産」，すなわちマーケットインの発想で地域水田農業のあり方を考える上では産地の乾燥調製・保管機能の役割が増しているためである。

本稿の構成は以下の通りである。まず１では，産地における乾燥調製・保管の本質的な機能と農業倉庫・共乾施設の概況について，２では農業倉庫・共乾施設の課題について述べる。３では，実際にこれらの施設を核とした取組みの先進事例を取り上げ，４において機能の高度化ニーズへの対応と稼働率の引上げのために必要な要素とこれらの取組みが地域水田農業に及ぼしている効果について考察する。

1　乾燥調製・保管機能の特徴

（1）　乾燥調製・保管の本質的な機能

まず，改めて，産地におけるコメの乾燥調製・保管の本質的な機能とその概況について整理する。

日本において，コメの収穫は原則として出来秋の年１回のみであるが，その消費は年間を通じて一定量がコンスタントになされていく。この年間を通じた消費にあわせて販売するため，産地では，集荷したコメを商品としての品質を保った上で保管する

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

ことが必要となる。そのために必要とされる施設が倉庫である。

また，圃場で収穫された籾のままでは，水分量が多くかつ水分率にもバラツキがある。品質・品位を保ち，長期間の保存を行うためには，的確な乾燥と調製を行うことが必要となる。そして，この乾燥調製機能を担うのが共乾施設であり，サイロを持ち，乾燥調製と保管機能の双方を備えたものがカントリーエレベーター（CE）である。

そして，このような乾燥調製・保管機能は，産地で主に農協が担ってきている。これは乾燥調製・保管機能は協同性が有効的に発揮される分野であるためである。

コメの乾燥調製は付加価値率が低く利ざやが薄いため，一定の収益を確保するには取扱量を増やす必要がある。しかし，日本の稲作農家は小規模農家が多数を占めるため，農協が多数の農家から集荷し，乾燥調製作業を行うことで，農家の負担を低減させてきた。

また，コメの消費サイクルに合わせて，定期的，かつ安定的に供給するためにも，個々の生産者がそれぞれに出荷をするより，共同施設に保管し，一定量をプールした上で供給する方が効率的である。

(2) 農業倉庫と共乾施設の概況

次に，産地の乾燥調製・保管のための機能を担う施設である農業倉庫と共乾施設の状況を概観する。

まず，保管機能を担う農業倉庫である。コメを保管する農業倉庫は，大正６年に施行された「農業倉庫業法」を根拠法とし，国民の主食を保管する倉庫として法律に位置づけられている。その収容力は，09年で普通倉庫で617万トン，CEが246万トンの計864万トンとなっている（第１表）。しかし，普通倉庫は，収容力，棟数ともに減少している。これは，食管制度下においても政府米等の保管にかかる経費削減のために農業倉庫の整備・統合が図られてきていたことに加えて，農協合併，経済事業改革等による農業関連施設の合理化，さらに，近年では減損会計の導入による遊休施設の処分等も影響しているとみられる。一方でCEの収容力は91年と比べて２倍以上に増加している。

第1表　農業倉庫の収容力

（単位　千トン）

	普通倉庫収容力	CE収容力	合計収容力
1985年度	8,523	723	9,246
91	8,188	1,203	9,391
09	6,173	2,464	8,637

資料　農業倉庫基金調べ

つぎに，共乾施設についてみる。日本における共乾施設の建設は1960年代後半から急速に進んだ。共乾施設の設置数の推移をみると，建設が始まった当初は貯蔵施設を持たない乾燥調製のみの施設であるライスセンター（RC）が主流であり，特に70年代後半から80年代初頭をピークとして数多く建設されてきた（第１図）。

一方で，CEについても，日本のコメに適した乾燥や貯蔵の技術開発や実用化の進展とともに設置数が徐々に増加し，特に，

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第1図　カントリーエレベータ(CE)・ライスセンター(RC)の設置数

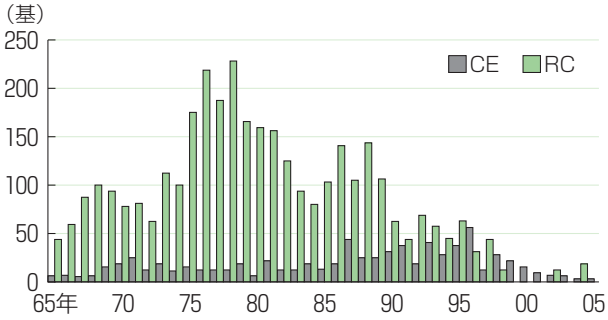

資料　農林水産省調べ

80年代後半から90年代の後半にかけては構造改善事業やガット・ウルグアイラウンド関連対策事業等によりその建設が促進された。90年代以降は，農業倉庫，RCが減少する一方で，保管機能と乾燥調製機能の両方を持つCEの建設が主流となったのである。

このように，農家の負担軽減に寄与するため，農協が事業実施主体となって全国的に整備が進められてきた農業倉庫と共乾施設であるが，以下にみるように現在，多くの課題を抱えている。

2　農業倉庫と共乾施設の課題

(1)　施設の老朽化と機能不足

上記のように農業倉庫は収容力，棟数ともに減少しているが，現存している農業倉庫も約８割が建設後30年以上経過している。また，老朽化した農業倉庫には温度調節機能をもたない常温倉庫が多いため，庫内温度を低く保ち，よりよい状態で保管できる低温倉庫の収容力は349万トンと倉庫収容力全体の57％にとどまっている。

共乾施設にも同様の傾向があり，CEの半数が建設後20年以上の施設となっている。CEは一度設置をすると能力増強を図るような場合以外には，補改修にかかる経費は国の助成が受けられないこと等から，維持管理に必要な補改修が十分になされないケースもみられる。(注1)

このように，農業倉庫と共乾施設ともに施設の老朽化が課題となっている。

(注１) ただし，09年度より，強い農業づくり交付金に，麦大豆や新規需要米等の増産を目的に穀類乾燥調製施設の既存施設の補修又は模様替え等をする場合に助成を行うメニューが追加されている。

(2)　稼働率の低下と事業収益の悪化

また，需要量の減少に伴う生産調整の実施，系統集荷率の低下に伴う取扱数量の減少により稼働率も低下している。これには農協以外に販売先を持つ農業者・法人が共乾施設を利用せず，独自に乾燥調製・保管を行っているケースが増えていることも影響しているとみられる。

CEの全国平均の稼働率は約７割程度といわれているが，地域ごと，施設ごとの差も大きいとみられる。共乾施設の場合，コストに占める固定費のウェイトが高いため，稼働率の低下は単位当たりコストの増大に直結する。加えて，前述の施設の老朽化に伴う性能の低下もさらなるコスト増嵩の要因の一つとなっているとみられる。そして，稼働率の低下は農協の利用事業の収益性の悪化につながり，施設運営のため適正な人数を確保することが困難となるケースもあるとみられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

(3)　乾燥調製・保管機能の高度化への対応

このように老朽化・機能不足等の課題を産地の農業倉庫と共乾施設は抱えている。加えて，これら施設に求められる機能は，新食糧法施行以降，規制緩和が進みコメの生産・流通における市場原理の要素が強くなるとともに高度化しており，その対応が大きな課題となっている。

具体的には，マーケットインの発想による需要の多様化への対応や，消費者の食に関する安全・安心意識の高まりにこたえられる適切な流通管理の確保等である。

a　需要の変化への対応

まず，需要の変化への対応である。コメ需要は家庭内食から外食・中食への移行しており，外食・中食によるコメ消費は290万トンと最終消費の約４割を占めるに至っている（第２図）。

これらの外食・中食事業者等の業務用需要では，用途，また同じ用途であっても業者によって，タンパク含有量や整粒歩合，水分含有量等に対する品質要求が異なる。また，それぞれのメニューに合わせてマニュアル化された炊飯に対応できるように，品質・食味の安定したコメを，定量，かつ定期的に供給することを産地側に求めている。

そのため，産地として，これらの実需オーダーに対応できるよう，地域において生産されたコメを従来よりも細分化した形で区分保管を行い，かつジャストインタイムで出荷できる体制を整える等の調整を施設で行うことが必要となっている。

それを可能にするには，農家から集荷する段階で，実需のオーダーにこたえられる形で区分集荷し，管理するという取組みが産地に要求される。しかし，近年では農業構造も大きく変化して農家の均質性は失われつつあり，圃場での収穫物も一様ではなくなっている。

すなわち，多様化している消費，また一方で多様化している生産の両者をつなぐ，ターミナルとしての機能が農業倉庫と共乾施設に求められているといえる。

b　食の安全・安心に関する意識の高まりへの対応

つぎに，消費者の食の安全・安心に関する意識の高まりへの対応である。特に，コ

第2図　平成20年産における主食用米の主な流通ルート

（単位　万トン）

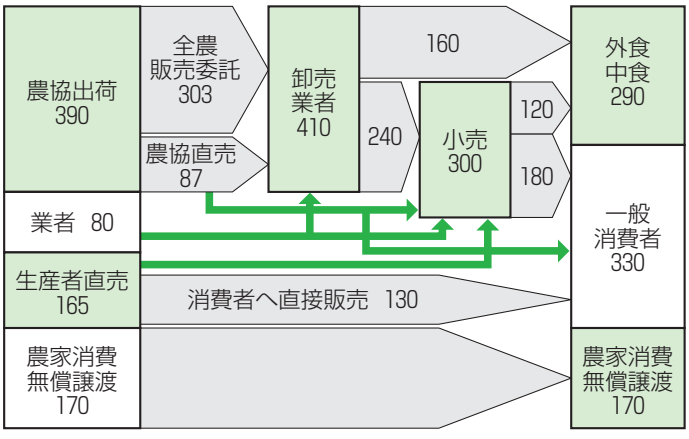

資料　農林水産省資料，『週刊エコノミスト』(2011.1.18号)P34の図表をもとに筆者作成
（注）　主な流通経路のみ示しており，内訳の計と合計が一致しない場合もある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

メについては，事故米穀の不正規流通の発覚等をきっかけに，その安全性に対する意識がより高まっている。

例えば，東京都の福祉保健局に寄せられた食品に対する苦情・相談件数をみると，06年度までは4,000件前後で推移してきたが，07年度には5,979件，08年度には6,978件と急増している。なかでも，コメが含まれる「農産食品・その加工品」は，06年度の380件から，07年度には636件，08年度には992件に増加しており，構成比も，06年度の9.2％から08年度には14.2％へと上昇している。

また，このような消費者の意識の変化，事故米穀等の食品にかかる不祥事等を受けて，コメの適正な流通を確保することへの要求が強まり，規制も強化されている。09年４月には「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法)」が公布され，10年10月より米トレーサビリティ制度が施行されている(注2)。そこでは，適切な流通の管理は，販売における有利性の確保，差別化の手段としての役割というよりも，コメ流通に携わる者の最低限守るべきスタンダードなルールとして求められるものとされており，これらに対応するためにも産地の乾燥調製・保管機能の重要性が増してきている。

さらに，自給率向上，水田フル活用を企図する現在の農業政策のもとで，飼料用米をはじめとする主食用米以外の用途の需要拡大が期待されているが，主食用米以外のコメ流通に関しては制度の適正な運用，横流れ防止の観点から，用途を明確にし，厳格に区分出荷を行うことが義務づけられており，農業倉庫や共乾施設においても適切な取扱いが求められている。

（注２）米トレーサビリティ法では，問題が発生した場合にその流通ルートの特定と回収を速やかに行うために，取引情報の作成と保存を義務づける「トレーサビリティ」と産地情報を一般消費者に伝達するための「産地情報伝達」の二つの仕組みを措置している。産地情報伝達は11年７月に施行される。

3　先進事例にみる取組み

このように農業倉庫と共乾施設は現在多くの課題を抱えている。稼働率の低下や施設の老朽化等の課題は構造的な問題も含んでいるため，特効薬となるような処方せんを打ち出すことは難しい。しかし，現場では，産地としてマーケットインの発想により求められる乾燥調製・保管機能の高度化に対応するとともに，課題である稼働率の上昇を図る事例もみられる。

そこで，以下では，機能の高度化ニーズへの対応と稼働率の引上げという目的意識にもとづいた先進的な地域の取組みについて考察することとしたい。

a　新たなCE建設を契機とした籾集荷への転換による供給体制の強化

A農協は，07年に新たなCEを建設したことをきっかけに籾集荷中心の施設運営に転換し，外食チェーン等の業務用需要に対して，品質の安定したコメをタイムリーに供給できるよう体制の強化を図っている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

A農協は，良質米地帯に位置しており，管内の組合員は専業農家中心で１戸当たりの規模も大きい。CEが建設されるまで，A農協では，組合員が個々に乾燥機や籾すり機をもち，玄米にしてから農協に出荷していた。しかし，個別の乾燥調製は，乾燥度合いにバラツキが生じやすいこと，また，地域の農業者の経営規模が拡大傾向にあるなかで，乾燥調製に時間を要するために収穫作業が遅れ，玄米の品質が低下することも懸念されていた。また，玄米を保存する場合，品質を保つためには低温倉庫への格納が必要となるが，収容力が不足し，これまでは一部を常温倉庫に保管せざるをえない状況にあった。

そこで，A農協は，地域の新たな共乾施設を籾集荷のできるCEにした。CEで乾燥を行うことにより，水分の安定化，胴割れの発生防止，籾すり作業の安定化による肌ずれの発生防止やバラツキを解消し，一定のロットとしての品質の安定を図ることができる。また，籾保存の場合は常温であっても品質を保つことができるので，低温倉庫の収容力にも余裕がでてくるほか，実需からのニーズが強まっている今摺米（調製したコメを保管せずに出荷）にも対応しやすくなっている。

A農協で生産される主食用品種には元々外食からのニーズが高かったが，CE導入により供給体制を整備したことで，産地としての強みがさらに増し，実需との結びつきをより強化する取組みである播種前４者契約（単協・連合会・卸・実需者の４者で早期に価格や数量等の契約を行う契約方法）等にも積極的に取り組めるようになった。また，CE建設により，担い手農家の乾燥調製の労働負担も軽減され，農地の引き受け余力が増すことで遊休農地の発生を抑える効果も出ている。

b　CEでのトレーサビリティの確保・区分出荷による実需との結びつきの強化

B農協では，栽培方法別やタンパク含量別にサイロを区分して集荷することで，よりニーズの高いコメを一定のロットとしてまとめて供給することを可能にし，実需者との信頼関係や取引の安定を図っている。

B農協では，90年代から土づくりと安全・安心の健康米づくりに組織をあげて取り組むとともに，コメ卸や生協，量販店等への販売促進を行ってきた。そのなかで，減農薬・減化学肥料米であっても，実需者によって求めるレベルが違うため，それに合わせた形での販売が必要と判断し，４つのレベルに栽培基準を分けて区分集荷をすることとした。

そのため，B農協では，一筆ごとの栽培履歴を生産者に記録してもらい，全圃場のデータを農協が管理している。そして，この情報にもとづき，サイロごとのコメの管理を行っていることが，栽培方法別に集荷されていることの裏付けとなっている。

また，03年から取り組んでいるタンパク含有量別の区分出荷については，それが商品の品質に大きく影響する酒造会社との酒造好適米の契約栽培取引の深化につながっ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

ている。

c　環境保全型の生産体系に対応したCEシステム運営

C農協では，B農協にみたトレーサビリティの確保やCEのサイロごとの区分集荷を実施するとともに，管内で推奨している環境保全型農業の生産体系に対応させる形でCEを整備し運営することで，さらに付加価値を高めようしている。

まず，C農協のCEでは，貯蔵施設として１棟当たりの収容力が数百トン規模の大型サイロではなく，50トンの小規模のビンを多数配置している。

一般的なCEでは，大型乾燥機で火力乾燥を行い，乾燥後の籾を収容力が数百トン単位の大型サイロに貯蔵している。この技術では，大量かつ高速に処理することで乾燥にかかるコストを削減し，大量供給に対応するために均質なコメを大ロットで保管することに主眼がおかれている。

一方，最近では，大型乾燥機での火力乾燥ではなく，貯蔵庫に直接空気を送り込むことで籾を乾燥させる技術が普及してきている。その際に，貯蔵庫を従来のような大型サイロとするのではなく，50～100トンという小型のビンを多数配置し，収容力を細分化するケースも増えている。この方法では，大量のコメを一か所に集中して集荷でき，一定のロットとしてのまとまりで管理できるというCEの機能を維持しながら，多様なニーズに応じた区分も可能になるというメリットがある。

C農協では，農協の合併当初，管内のコメにかかる肥料購買や販売等を一つに統一してロットをまとめることで競争力をつけることを企図していた。しかし，管内で生産されるコメは土壌等の地理的条件によって地域による品質のバラツキが大きく，実際に一つにまとめることは困難なこと，また，コメの需要や流通が大きく変化するなかで，地域のコメを売り切るためにはそれぞれの地域特性に応じた形で対応したほうがよいとの判断から方向転換した。現在では地域特性に加えて生産者の生産方法，品質の要素を取り入れた生産メニューを組合員に提案し，生産振興を図っている。

収穫されたコメはメニューごとに小型ビンに区分集荷することによって，「高価格でも品質を重視する」「環境保全型農業により生産されている」「値ごろ感の重視」「品質よりも低価格」といった種々の要望，さらにその組み合わせにより多様となる実需先のニーズに応じて販売できる体制の構築を図っている。

さらに，農協で保有している組合員の栽培履歴情報は，CEにおける集出荷状況のデータとともに，C農協独自のトレーサビリティシステムで管理されており，サイロに入っているコメがどの圃場で栽培されたコメであるのか，そしてそれがどこに出荷されたのかシステムで把握できるようになっている。

また，C農協は，農協全体として取り組んでいる環境保全型農業に対応し，CEで自然乾燥を行うことで，さらなる高付加価

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

値化に取り組んでいる。具体的には，CEで乾燥させる際に火力を使わず，常温の乾いた空気を用いて自然乾燥を行っている。これにより生産工程のみでなく，乾燥調製についても環境にフレンドリーであること，自然乾燥により本来のうまみを生かしたコメに仕上げられる，ということをアピールポイントにもしている。

d　CEの機能を生かした飼料用米生産

D地区では，03年に地区内の農家自らが設立した農事組合法人がCEの自主運営を行っている。

同地区には，約40年前に建設されたCEがあったが，老朽化と機能低下で使用困難となっており，同地区の農家は他地区に出向くなど不便が続いていた。また，競争力のあるコメを売るためにも高品位を保つことができる乾燥調製が必要との認識があり，地区内の農家が出資してCEを建設した。新たなCEでは，区分管理が確実にできるようになったこともあり，CEの導入，集落営農の組織化をきっかけとして，特別栽培米の生産についても積極的に行っていくこととした。

さらに，D地区の集落営農法人では飼料用米生産にも取り組んでいる。きっかけは特別栽培米の販売先の一つである生協が，自給率向上に向けた飼料用米による畜産物の生産・消費拡大を考えた事業展開を計画していたことにある。生協サイドが，D地区のCEでは区分集荷が確実にできること等を評価したことが取組みの実現につながった。

飼料用米の取引価格は主食用米の５分の１程度と安価のため，助成金を含めても農家手取りが確保できないケースもある。しかし，この飼料用米を用いた畜産物生産，販売の取組みでは，自給率向上のみではなく飼料用米を供給する生産者も再生産可能であることを事業目標の一つとし，生産費を割り込むような場合の差額補てんも考慮されている。そのため，一定の収入が確保できる生産調整対応となっている。

（注３）飼料用米のプロジェクトは，生協と産地交流会等でより深い交流関係を築いており，地域の園芸作物についても生協との新たな取引関係が生まれている。

e　CEの稼働率向上の取組み

生産調整により取扱数量が減少するなかで，地域のコメを少しでも多く集めてCEの稼働率向上につなげるために，E農協では組合員が農協を通さずに独自販売しているコメについても，CEで乾燥調製・保管を引き受けている。

E農協は中山間地域の良質米産地に位置している。E農協自体も集荷したコメの一部を直接販売しているが，管内には自ら顧客をもち独自販売を行う農家や法人も少なくない。実際に食味の高いE農協管内で生産されたコメを求める実需者が生産者に直接商談にくるケースもみられる。そのため，生産調整による作付面積の減少のみならず，集荷率の低下によるCEの稼働率低下が課題となっていた。そこで，E農協では，農協が販売していないコメであって

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

も，実需に結びついた「地域の，組合員のコメ」であるという発想に立ち，また，稼働率を高める観点からも，これら組合員が独自販売するコメについてCEの利用を促進することとした。

例えば，03年に設立された管内のF集落営農法人は，当初は全量農協に出荷していたが，環境保全米の取組みを開始したことをきっかけに，独自販売に取り組み，現在は生産量の７割を農協を通さずに販売している。ただし，F法人は保管のための倉庫はもたず，収穫されたコメはE農協のCEへ出荷，保管している。E農協では，農協で販売委託を受けないコメであっても，委託販売分と同様に検査を行い，E農協が品種と等級に応じて概算金を支払う仕組みとしている。そして，F法人は顧客にコメを販売するときに，概算金に加えて金利倉敷料等に相当する手数料を支払うことで，いわゆる「買い戻し」を行っている。

F法人にとっては，保管を農協のCEにアウトソーシングすることで，倉庫等の新たな設備投資を行わなくて済み，かつ検査を受けたコメとして販売の際に優位性を増すことができる。一方，E農協にとってもCEの稼働率の向上につながっている。

また，独自販売を行う組合員の課題としてコメの販売代金が入ってくるまでの資金繰りの問題がある。しかし，E農協のケースでは，委託販売と同様の形で組合員に概算金を支払い，後に「買い戻し」を行う，という仕組みとすることで，出来秋の組合員の運転資金にも余裕ができ，経営の安定につながっている。

4　事例からの示唆

これらの取組みから示唆されることを考えてみたい。

第一に，いずれの取組みも，農協（D地区では農事組合法人）が積極的に実需者や消費地に営業，マーケティングを行い，様々な情報を収集していることである。業者や生協等の実需者と直接的に対話をしたり，また，同じ取組みを行う農協等とネットワークを組織することによって自らの産地の評価や実需者の要望をくみ取り，それを実際の取組みに生かしている。

第二に，CEの設備を農協（D地区では農事組合法人）が自らの地域の実情に応じ，地域に必要な形で設計しているという点である。圃場規模の大きい平地の水田地帯であるA農協の場合は，均一に大量のコメが収穫される。主な取引先も外食産業で大量かつ安定した品質を求めるので，サイロにも大きなロットが必要となる。一方で，C農協の場合には，管内での地域差が大きいこと，さらに，販売先ごとの品揃えも多いことを考慮して，小ロットのビンを多数配置する形でCEを建設している。

これまでのCE建設においては，地域での集荷実態と乖離のある施設を建設してしまうケースがあり，それが現在稼働率の低迷している要因の一つであると思われる。今後，老朽化している施設を更新，補改修する際には，地域の実態や地域での販売戦

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

略等を踏まえたうえで，施設建設計画を立てることが必要となろう。

第三に，コメという商品を単に圃場の生産物としてとらえるのではなく，CEにおける乾燥調製，出荷の方法に至る産地流通までのトータルを一つの商品とみなし，供給体制を構築していることである。例えば，A農協の取組みは，籾集荷中心で品質の安定とタイムリーな出荷を可能にし，乾燥調製・保管の本来機能をより高度に発揮する形で実需にこたえているものであり，C農協の取組みは，自然乾燥により「環境保全」という新たな価値を供給体制に付加しているといえよう。

第四に，CEにおける的確な区分集荷が地域の取組みの可能性を広げているという点である。D地区にみられるように，区分集荷が可能となることで飼料用米等の取組みが可能となり，特別栽培米と合わせて生協との取引が深まっている。また，B農協の酒造好適米の取組みは，実需との結びつきの開始→品質向上のための品質別の価格差の導入（区分なし）→区分集荷による高付加価値のロットでの契約，というように，区分集荷が可能となることによって取引の深耕につながっている。

第五に，CEにおける区分集荷が可能になり，目的別の生産・集荷が行われることを通じて，その生産に合わせた担い手の組織化が行われ，産地としての取組強化につながっていることがあげられる。B農協やC農協ではCEにおける区分集荷に合わせて稲作部会が再編されている。例えば，B農協では，酒造好適米や加工用米等は取引先ごとに生産者部会を組織しているが，これらの生産は専業的な農家が中心となっており，同時に地域としての担い手づくりの機能も果たしている。

第六に，農協が地域の農業者への補完機能を発揮していることである。A農協では，CEでの籾集荷の開始により，担い手農家の乾燥調製作業の負担がなくなり，より生産に集中できるようになっている。また，E農協の取組みでは，独自販売を行う組合員に保管や金融面で農協がサポートすることで，地域の組合員の経営安定に寄与している。

最後に，これらの取組みに共通する点として，いずれの農協，地域の取組みも，販売先別や品質別の価格差，共乾施設の運用状況や施設利用の違いによる利用料の格差について，組合員に情報提供をしていることを付言しておきたい。

例えば，B農協においてタンパク含有量によりCEの区分集荷をしている酒造好適米は，主食用米に比べると価格水準そのものは高くないが，主食用米の需要が減少傾向にあるなかで，確実に実需と結びついた生産を確保することで生産数量を維持する考えで取組みを進めている。また，タンパク含有量の測定等が必要となるため，手数料はその分だけ他のコメよりも高くなる。B農協は，これらのことを組合員に説明し，理解と納得を得た上で取組みを進めている。

このような詳細な情報提供により，組合員は自らの栽培の状況や実需からの評価を

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

きちんと認識することができ，それが当事者意識の高まりや地域の課題の共有化につながっている。その結果，生産者部会等の取組みにも組合員が主体的に参画し，成果を上げようとする契機ともなっている。

おわりに

農協系統におけるコメの取扱数量は減少傾向にあるとはいえ，現在でも市場流通量の約７割を占める。倉庫事業，検査事業等コメの物流にかかわる事業についても，農協の事業に負うところが大きく，依然として農協系統は国内におけるコメの供給において重要な役割を担っているといえる。特に，前述の通り，乾燥調製・保管機能やその施設運営は協同性を発揮できる余地の大きい分野である。事業実施主体の大宗を占める農協がより一層機能を発揮していくことが求められる。

また，現在，TPPをめぐる議論が活発化しており，一部には，日本の農業経営は諸外国に比べて経営面積が狭小であり，日本の農業構造を強化しグローバル化に対応するためには規模拡大による効率化を推し進めるべきという論調もある。

しかし，日本の水田農業は諸外国の農業とは異なる特徴をもち，また，国内においても地域性があり多様である。地域水田農業のあるべき姿については，ただ単に経営耕地面積といった数値，経営規模の拡大のみを目標にするのではなく，先進事例にみられるように，マーケットインの発想にもとづき地域に応じた生産体制をどのように構築していくかを地域自らが考えることによって描いていくことが望ましいのではないか。

11年度のJAグループの取組方針でも，地域水田ビジョンを核とした取組みを推進することが提起されている。地域をベースとした取組み，そのなかでの農協の役割が期待されているといえよう。

（こばり　みわ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

談話室

人口減少時代を迎えて

我が国が抱える様々の課題の中で，総人口の減少というかつて経験のない事態への対応はなかなか難しいものであり，本件についての各界での論議が高まりつつある。そもそも世界全体では，人口爆発ともいわれるように2009年68億人が2050年92億人へと23億人，34%の増加の見通しとされている。これに対し我が国は2009年１億2,756万人が2050年9,515万人へと3,240万人，25パーセントの減少と予測され，我が国の人口規模の世界ランクは2009年で10位であるものが，2050年には17位へと後退することになる。また，それほど遠い将来ではない2025年時点でみても，１億1,927万人へと829万人，6.5パーセントの減少と見込まれている(注)。

戦後の高度経済成長もあり40～50年の間に急速に増大してきた人口が，今後40～50年で元の水準に低下していくことが経済・社会に大きなインパクトを与えるであろうことは当然といえる。生産年齢人口が一層減少する中で一次産業分野への担い手をどのようにして持続的に確保していくのか，国内需要が大きく減少する中で生産物の供給先と所得の確保にどのように取り組むのかなど，食料の生産・流通・消費に及ぼす影響とその対応についての研究の充実が求められよう。この意味で昨年９月に農林水産政策研究所(農林水産省)から公表された「少子・高齢化の進展の下における我が国の食料支出額の将来試算」のレポートが注目される。

これは2005年から2025年の間の食料支出額の変動について取り上げ，この間の人口が6.7パーセント減少するのに対し，食料支出額については1.9パーセントの減少に留まるという予測を行っているものである。なぜかといえば，近年の傾向である生鮮品から加工度の高い調理食品などへのシフトが更に進むからであり，その背景には高齢者世帯や単身世帯の増加があることを指摘している。即ち，人口減少の中でも家計の食料支出額からみた市場規模(金額ベース)は，加工などによる付加価値の増加があるのでそれほどの減少はしないだろうという

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

ことである。

この場合，生鮮品の減少による数量ベースでの落ち込みがあっても，付加価値の伴う金額ベースで市場規模の維持が図られることを期待しているものといえる。従って産地側からみれば加工によるメリットを獲得できるよう，いわゆる六次産業化の取り組みが一層重要になってくるものであり，本レポートにおいても，こうした点や高齢者，単身世帯のニーズへの工夫などの重要性を指摘している。

また，数量面での需要確保の観点からは，輸入食料品との競合の中で国産食料品のシェアを高める努力が必要であり，更には農地のフル活用による供給力の維持や地域振興の観点から，非食用を含めた農業生産，例えばバイオマス利用などの新たな需要を掘り起こすことも求められる。

我が国の人口減少の一方，アジア地域全体では大幅な人口増加が見込まれている。2009年41億人が2050年52億人へと11億人，27パーセントの増加となり，隣の中国でも13億人から14億人へと引き続きの増加である。従って，我が国の国内需要が減少していく中で，海外市場の需要をも見据えた対策をより戦略的に講じていくことが必要といえよう。

これまでの農林水産物の輸出拡大の取り組みにより，高品質の果実類や長イモ，サケなどで成果があがっているが，総体としていえば検疫問題や価格競争力の関係もあり，ハードルの高さが指摘されることが多い。しかしながら，今後人口増や経済成長を経験していく国々においてはより市場が拡大し，品質の良いものへの志向が高まる構造となろう。我が国農林水産物の高品質で安全との評価を活かしていける機会が拡大することに期待をして良いのではないか。いずれにしても世界のダイナミックな人口変動が起きていく中で，国内と国外の需要動向をにらみ，各般の対策を総合的に打ち出していくことが重要と考えられる。

（注） 数値は，国立社会保障・人口問題研究所（平成18年推計）などによる。

（(株)農林中金総合研究所 顧問　小林芳雄・こばやし よしお**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

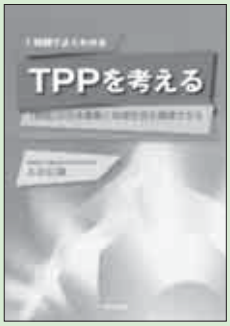

TPPを考える

「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる

(株)農林中金総合研究所理事研究員　石田信隆　著

A5判62頁　定価420円（税込）（社）家の光協会

突然浮上したTPP問題。それは本当に「開国」なのでしょうか？例外なき関税撤廃を原則とするTPPは日本農業を壊滅させるとともに農業の多面的機能も大きく減退させます。

また医療、保険、公共事業など多方面での影響も甚大で、地域社会が激変するおそれがあります。

本書はTPPが農業と暮らしに及ぼす重大な影響をわかりやすく解説し、日本がすすむべき道を提案します。

目　次

第1部：TPPとは何か
第2部：日本農業とTPP
第3部：私たちの地域と暮らしはどうなるか
第4部：明日の元気な農業と地域社会をつくるために

購入申込先……（社）家の光協会　TEL 03-3266-9029（販売）
お問い合わせ……（株）農林中金総合研究所　TEL 03-3233-7700（代表）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

農作業受委託の進展における農協の役割・取組み

尾 中 謙 治
＜(財)農村金融研究会　主任研究員＞

〔要　　旨〕

1　高齢化等によって農業が従来どおり続けられない農家に対して，農協では農作業・経営の委託先の斡旋や集落営農への参加奨励などを行って，地域農業の維持を図っており，その後委託者となった農家及び受託者とも農協は良好な関係を築くことは重要である。

2　農作業委託者及び受託者の農協利用の状況や要望等を把握するために，岐阜県の西美濃農協と長野県の信州うえだ農協管内の各３集落の稲作作業委託者に，各集落の営農組織等を通じてアンケートを実施し，合わせて作業受委託者の両方からヒアリング調査を行った結果を紹介する。

3　ヒアリング対象の受託組織は，出荷や生産資材の調達は基本的に農協利用である。その背景としてほぼ共通していることは，①集落営農組合立ち上げ時に農協からの支援を受けたこと（スタートアップ支援），②田植えや追肥時期等の農協による営農指導，③経理・事務処理の簡便化・サポート，④集落内の農協職員が相談役等で活躍していること，等である。

4　農作業委託者は，委託後には農協との経済事業関連の取引は当然に減少するものの，信用・共済事業は引き続き利用され，農協への関心・親近感にも大きな変化はない。その背景には，委託者が集落内に居住していることや，委託前までの農協との良好な関係，委託先の斡旋やアドバイス，委託後の家庭菜園等を通じての取引，等がある。

5　一方で，農作業委託者は農業に関連する集い・部会から遠ざかり，地域とのつながりが希薄化する傾向にある。委託者にとっては農協及び地域との接点として重要なものとして，年金友の会が挙げられる。

6　農協は，農作業受委託者をはじめ，組合員さらに地域住民との更なる良好な関係構築・維持にあたって，集落・地域の人々のつながりの演出・仕組みづくりをすることがひとつの役割といえる。農業に関連することだけではなく，年金友の会や生活関連・福祉関連事業の助け合い組織などを通じての地域づくりも農協の重要な取組みである。今後の地域農業・社会の維持・発展にあたって，生産・生活の基礎である集落が主体となった取組みを，農協が支援していくことが重要である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　作業受託組織と農協の関係
（1）　受託組織の概況
（2）　農協の利用状況
（3）　農協への要望
2　作業委託者と農協の関係
（1）　作業委託者の概況
（2）　農協の利用状況
（3）　委託者の農協への関心・親近感
3　作業受委託者と地域・集落の関係
（1）　作業受託組織と委託農家の関係
（2）　作業受託組織と非農家の関係
（3）　作業委託者間の関係
（4）　10年後の集落の稲作農業
4　今後の農協の役割
（1）作業受託組織に対して
（2）作業委託者に対して
（3）地域・集落に対して

はじめに

近年，農家の高齢化等により，稲作等の農作業の一部委託や農作業の全面委託・経営委託が進行しており，委託者の多くは，農業から離れる，あるいは草刈り程度のかかわり，もしくは自家消費分の生産となっている。

農協では，農業が従来どおり続けられない農家に対しては，農作業・経営の委託先の斡旋（あっせん）や集落営農への参加奨励などを行って，地域農業の維持を図っている(注1)。しかし，その後委託者となった農家は，農協の指導事業や経済事業との接点が減少し，農協自体との関係が希薄するのではないかと想定される。農協が農作業委託者との関係を従来どおり維持・発展させることは，地域農業の将来を描いたり，安心して暮らせる地域社会を創造していくうえで大きな課題のひとつである。

そこで，農作業受委託の進展に伴って農作業の委託者及び受託者の農協の利用状況及び要望等を知ることは，農協が作業受委託者，さらには地域に対して，今後どのような取組みや役割が期待されているのかを考察する一助となる。

本稿では，岐阜県の西美濃農協と長野県の信州うえだ農協管内の各３集落の稲作作業委託者に受託者経由でアンケート調査を実施し，合わせて作業受委託者の両方からヒアリングを行った結果を紹介する。

なお，本稿は（財）農村金融研究会が，（株）農林中金総合研究所の調査委託を受けて実施した調査結果の概要である。

（注１）2007年６月下旬に行ったアンケート調査によると，農業を辞めた，もしくは自家消費のみになった農家に対する農協の取組み（238組合集計）としては，「農作業・経営の委託先の斡旋」（44.5%）が最も多く，次に「集落営農への参加奨励」(30.7%)，「資産管理・運用の相談」(30.3%)，「農地転用・売却の相談」（23.9%）であった（本アンケート調査は，全国844農協に実施，245組合から回答（回収率29.0%））。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

1　作業受託組織と農協の関係

まずヒアリングを行った作業受託組織の概況とその結果を紹介する。調査対象地域を管内とする２農協の概況は第１表のとおりであり，集落の選定にあたっての基準は，各農協管内の都市的地域，農業振興地域，中山間地域（過疎的地域）の３つとした。

第1表　調査対象地域の農協の概況（09年度）

		西美濃農協	信州うえだ農協
設立（最近の合併年次）		1999年	1994年
管内市町村		2市6町	2市1町1村
人口（人） （戸数）（戸）		311,531 （106,192） <10年5月1日現在>	207,152 （75,949） <05年現在>
組合員数		39,143	30,653
	正組合員数（人） （戸数）（戸）	21,211 （19,693）	18,401 （16,929）
職員数（人）		832	825
主要事業（億円）	販売取扱高	85	85
	購買取扱高	108	66
	貯金残高	5,026	3,155
	貸出金残高	719	837
	長期共済保有契約高	1兆6,652	1兆1,772

資料　各農協資料から筆者作成，以下同じ

(1)　受託組織の概況

受託組織の概要は第２表のとおりである。西美濃農協管内では３地域とも「集落ぐるみ型」の集落営農組合，信州うえだ農協管内では，Ｄ営農組合が「集落ぐるみ型」，Ｅ営農組合が「オペレーター型」の集落営農組合，Ｆ受託組織はＦ集落を基礎とした作業受託組織である。一部の個人作業受託者からもヒアリングを行った。

各地域とも，基本的に地域のすべての農地を受託し，活動を継続的・永続的に実施する集落営農組合等が地域農業の中心的な担い手として存在している。信州うえだ農協管内のＦ集落には集落営農組合はないが，代わってＦ受託組織が，原則としてF集落内であれば作業を受託するという方針で活動しており，機械が入らないところでも作業を請け負っている。なお，Ｆ受託組織の作業受託の条件は，委託者は自身の農地を基本的にすべて作業委託に出すということで

第2表　受託組織の概要

	西美濃農協管内			信州うえだ農協管内		
	A営農組合	B営農組合	C営農組合	D営農組合	E営農組合	F受託組織
地域	都市的地域	農業振興地域	中山間地域	都市的地域	農業振興地域	中山間地域
設立年	2006年	1990年	2006年	2006年	2006年	1996年
組合員戸数（戸）	72	52	103	63	259	8
組織形態	任意団体	任意団体	任意団体	農事組合法人	農事組合法人	農事組合法人
水田受託面積（ha）	30	約50	83	0.8	40.2 （収穫作業）	代かき25，田植え30 刈取55，空中防除150
転作請負	小麦18.4 大豆 6.2	小麦44 大豆48	小麦，大豆 （水田の4割程度）	種子用小麦9.2 種子用大豆5.1	小麦32.5	全面作業受託36 刈取30
米の販売	全量農協出荷	全量農協出荷	全量農協出荷	作業受託者に一任	全量農協出荷	全量農協出荷
生産資材調達先	農協	農協	農協	農協	農協	農協

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

あり，これによって条件不利地だけを作業委託に出すという行動を抑制している。

これに対して，西美濃農協の子会社であるJAにしみの興農社では，条件不利地や作業上でクレームの発生（住宅地でのトラクター移動時の泥落ち等）する地域での受託や，その他の作業受託者に断られた条件不利地等を受託することによって，経営的に厳しい状況に立たされている。農協出資法人ということで無下に断ることもできないということもあり，条件不利地の受託が増加している状況である。

このように，優良農地は集落営農組合や地元の農家が，条件不利地は農協や農協出資法人等が対応するということは，農協出資法人等の採算・継続性に問題を生じさせ，管内・地域の農業・農協の存続性にも影響を及ぼしかねない。集落営農組合等の受託者と委託者，そして農協・農協出資法人等，相互に理解が得られる体制づくりが必要といえる。

今回ヒアリング調査を実施した６つの地域のように，基本的にすべての農地を担い，守る集落内組織ではあるが，それらが自助努力で補えない農機・設備面あるいは人的な面などをサポートする形で農協出資法人や専業農家などのそれぞれの特性を生かした代替機能を発揮できる仕組みづくりが，ひとつの望ましい形態のようにみられる（例えば，JAにしみの興農社がA営農組合ではできない大豆や小麦の作業を受託，E営農組合では地区内の認定農業者や専業農家と受託作業を棲み分け，等）。

(2) 農協の利用状況

ヒアリング対象の受託組織は，出荷や生産資材の調達は基本的に農協利用である。D営農組合は，転作作物はすべて農協出荷（米は作業委託者が各自で出荷権を有しているため出荷先は明確ではないが，基本は農協出荷のようである）で，農業資材（肥料や農薬等）もすべて農協利用，例外として農業機械や建物・施設の購入・建設は入札制を採っているケースもある。

農協利用の背景としてほぼ共通していることは，①集落営農組合立ち上げ時に農協からの支援を受けたこと（スタートアップ支援），②田植えや追肥時期等の農協による営農指導，③経理・事務処理の簡便化・サポート，④集落内の農協職員が相談役等で活躍していること，等である。

①スタートアップ支援の具体例としては，集落営農組合設立にあたって，「農政などの説明は農協職員にお願いした。農協からの説明は，参加者に理解と安心を促した」（A営農組合），「設立に当たって，農協の営農センターが集落営農の説明会や研修会を開催するなど，前向きな対応をしてくれた」（C営農組合），「行政や農協の協力により先進地視察を実施した」（D営農組合），等がある。

②営農指導の具体例としては，「青空教室などで田植えや追肥の時期などがわかるので，農協の営農指導を重宝している。営農指導がなかったら集落営農はできなかった」（A営農組合），「麦の適期作業等の指導をしてくれる」（C営農組合），等がある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

③事務処理の簡便化・サポートの具体例としては，「販売については独自に行うと，代金回収がスムーズにいかないということもあり，その心配がない農協を利用している」（A営農組合），「決算時の支援，経理ソフトで活用出来るようなかたちで，農協購買，販売のデータを提供してもらっている」（C営農組合），「営農組合の事務（特に経理）を農協が担当してくれている」（E営農組合），等がある。

④農協職員の活躍の具体例としては，「B営農組合の事務処理はB地域の農協営農センター所長が担当している」等がある。各営農組合の集落内に居住している農協職員は，組合設立前には農政や集落営農組合の説明，設立後には経理処理の仕方や税金等についてのアドバイス等を行っており，各営農組合のコンサルタントの役割を果たしている。

(3) 農協への要望

農協への要望としては，①資金面，②営農指導，③コミュニケーション・情報交換，等がある。

①資金面については，「組合が借入主体となることができず，組合長個人が農協から定期貯金担保で借り入れた。農機などの購入のときに，集落営農組合が借入できるようにして欲しい」（A営農組合），「農機などの購入のときの支援や資金繰り（運転資金）への援助」（E営農組合）が挙げられている。また，個人受託者からは「機械への投資が資金的に厳しい」というものもあり，農機・設備の導入にあたって，資金借入やリース等の仕組みの構築も期待されている。

②営農指導については，「施設の設置や技術的指導のフォロー面を農協の本来的な機能ということで発揮して欲しい」（C営農組合），「機械作業等を行う人材の提供や訓練をして欲しい」（E営農組合）が挙げられている。農協による営農指導は高く評価されているが，更なる取組みが期待されている。A営農組合では「当組合の後継者は経営と経理のできる人がいればよく，農作業についての知識は農協から教えてもらえば良いので，あまり重要ではない」と農協の営農指導に期待している。

③コミュニケーション・情報交換について，信州うえだ農協管内では，「農協合併後，組合員と農協との関係性は希薄化する一方である」（D営農組合），「営農センターがコミュニケーション拠点だったが，農協合併の結果，営農センターが統廃合され，その結果農協と地域とのつながりが薄れたのではないか」（個人受託者）等の意見が，同農協管内の受託者から挙げられており，組合員と農協とのコミュニケーションの復元を望んでいる。また，「農協が合併し，意思決定が遅くなった。もっと支店に権限を委譲しても良いのではないかと考えている」（個人受託者）という声もある。

これに対して，西美濃農協管内のC営農組合は「農協へ要望・意見の反映は，公式的な会議で出にくいが，営農センターから出向いてもらう時などに伝えており，カン

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

トリー利用，肥料・農薬の生産資材の購入，育苗センター利用等で利用料の大口割引・値引きの要望を伝え，実現している」としており，農協と集落営農組合の接触は密である。

その他要望として，「肥料などの資材を購入したら，何らかの特典をつけるなどして，販売努力をして欲しい。また組織の拡大に負けずに，人間関係を重視してもらいたい」（個人受託者），等がある。

2　作業委託者と農協の関係

次に，作業委託者へのアンケート調査結果及びヒアリング結果を分析する。

(1)　作業委託者の概況

作業委託者へのアンケート調査は６地域で332人から回答を得ており（第３表），うちヒアリング調査も合わせて行った作業委託者は第４表のとおりである。ここではアンケートとヒアリングの結果を合わせてみていくこととする。

アンケート回答者の概要をみると，年齢別（312人集計。西美濃農協と信州うえだ農協の合計。以下同じ）では「70歳代以上」（34.3％）が最も多く，次に「60歳代」（32.7％），「50歳代」（26.6％），職業別（324人集計）では「会社員」（35.8％）が最も多く，次に「定年退職・無職」（26.5％），「農業」（22.8％）である。家族構成別（322人集計）では「二世代」（39.8％）が最も多く，次に「三世代」（32.6％），「夫婦一世代」（18.3％）であり，家の後継者がいる世帯が７割程度占めていることがうかがえる。

稲作の作業委託時期は「５年以上前」と「２～４年前」がそれぞれ半数弱程度であるが，農協の管内別にみると，西美濃農協管内は「２～４年前」，信州うえだ農協は「５年以上前」の回答が半数以上である。これは西美濃農協管内の２つの集落営農組合が06年に設立されており，その影響で「２～４年前」が多くなっている。また，作業

第3表　委託者アンケートの配布地域と回収状況

	西美濃農協管内	信州うえだ農協管内
都市的地域	A集落(68)	D集落(17)
農業振興地域	B集落(71)	E集落(32)
中山間地域	C集落(73)	F集落(71)
合計回収枚数（合計332）	(212)	(120)

（注）（　）内はアンケート回収数。

第4表　ヒアリングを実施した作業委託者（年齢と世帯構成）

西美濃農協管内	A集落	A1氏(81歳，三世代)，A2氏(61歳，三世代)，A3氏(74歳，夫婦一世代)，A4氏(81歳，三世代)，A5氏(67歳，夫婦一世代)，A6氏(66歳，三世代)
	B地域	B1氏(36歳，三世代)，B2氏(61歳，三世代)，B3氏(60歳，二世代)，B4氏(66歳，三世代)
	C集落	C1氏(70歳，三世代)，C2氏(75歳，夫婦一世代)，C3氏(66歳，三世代)
信州うえだ農協管内	D集落	D1氏(62歳，夫婦一世代)，D2氏(70歳，三世代)，D3氏(60歳，二世代)，D4氏(70歳，三世代)，D5氏(65歳，二世代)，D6氏(69歳，三世代)，D7氏(64歳，夫婦一世代)，D8氏(52歳，三世代)，D9氏(71歳，夫婦一世代)，D10氏(59歳，夫婦一世代)
	E集落	E1氏(77歳，二世代)，E2氏(62歳，夫婦一世代)，E3氏(66歳，二世代)，E4氏(50歳，二世代)，E5氏(60歳，夫婦一世代)，E6氏(57歳，一人暮らし)，E7氏(53歳，二世代)，E8氏(74歳，一人暮らし)
	F集落	F1氏(55歳，二世代)，F2氏(55歳，二世代)，F3氏(77歳，夫婦一世代)，F4氏(三世代)，F5氏(夫婦一世代)，F6氏(夫婦一世代)，F7氏(79歳，夫婦一世代)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

委託をしたきっかけとして「集落営農組合が組織されたから」という回答が多い。両組合管内に共通のきっかけとしては，「高齢化」「病気」「後継者の不在」「農機の故障」等である。

農協の管内別の委託者の違いとして，西美濃農協管内の委託者は，基本的に水田のすべての作業を集落営農組合に委託しており，農機具も処分してしまっている。例えば，「所有していた田植え機やトラクターは農協経由で他の営農組合に売却した」（A２氏），「営農組合に作業を委託した後は，農機をすべて処分し，時代の流れとはいえ寂しかった」（B２氏）等がある。その背景には，同管内では大区画の水田基盤整備が終了していることがあり，委託する場合は，ほとんどすべてを委託するケースが多いということがある。

これに対して，信州うえだ農協管内の委託者は，水田の一部作業委託の形態が多く，自分たちで農機を保有しており，自家消費分程度を自作している人も相当数いる。このような背景から「定年後は農業一本でやっていきたい」（D３氏），「自分たちも耕作できるようになったらやりたいという想いがある」（E４氏）等の人たちが見受けられる。

両農協管内で委託者に共通して多かったのは，小規模ながら畑地で自家消費や直売所に販売する程度の野菜等を生産していることである。作業を委託したからといって，農作業から完全に退いた人は少ないのが実情である。

(2)　農協の利用状況

作業委託者の組合員資格（319人集計）は，93.4％が「正組合員」，4.1％が「准組合員」，2.5％が「非組合員」であり，大部分が正組合員である。また，作業委託者本人及び配偶者が加入している農協組織をみると（297人集計），「年金友の会」（39.1％）が最も多く，次に「生産部会」（13.5％），「女性部」（4.4％）である。

信州うえだ農協管内では「年金友の会」の回答は５割を超えている。年金友の会については，ヒアリングでも「年金友の会にも加入しており，旅行を楽しみにしている」（A１氏），「母親は友達づくりのために年金友の会に加入している。母親は，ほぼ同年代の人たちが参加する友の会の年数回の旅行や観劇を楽しみにしている」（B１氏），「農協の年金友の会に加入しており，日帰り旅行などに参加しており，それを楽しみにしている」（E３氏）というように高評価である。

作業委託により農業から離れると，関連する集い・部会から遠ざかり，地域とのつながりが希薄化する傾向にある。これを補完するものとして年金友の会が位置づけられている。年金友の会の運営は，農協職員にとっては負担となる側面もあるが，委託者にとっては農協及び地域との接点としての重要な活動といえる。

次に，作業委託後の農協各事業の利用状況についてみると（第１図），農協への生産物の販売は「従来どおり」が最も多い。信州うえだ農協管内では，一部作業委託のケ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　作業委託後の農協各事業の利用状況

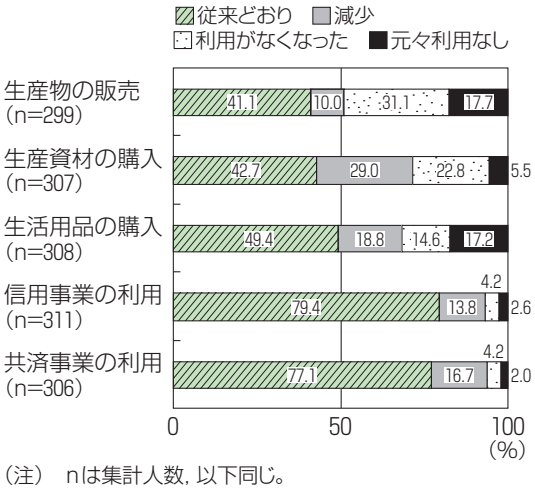

（注）　nは集計人数，以下同じ。

ースが多いことから「従来どおり」が半数弱である。これに対して西美濃農協管内は全面作業委託のケースが多いことから「利用がなくなった」が４割弱であり，「以前は収穫した米を農協に出荷していたが，作業委託をした以降は受託者に任せており，農協との付き合いはない」（Ｅ７氏）というケースが多いようである。

次に，生産資材の購入も「従来どおり」（42.7％）が最も多く，これも先にみたとおり，委託後も野菜づくり等を行っており，肥料や苗などの購入において農協を利用しているからである。ヒアリングによると，「畑での自家用野菜の種や肥料は農協から購入している。店舗が近くにあり気軽にとりに行けることと，注文すると配送してくれる」（Ａ１氏），「生産資材はすべて農協から購入している。理由は，他店では米の肥料の取扱いがなく，農協は資材を家に持ってきてくれるので便利」（Ｆ１氏），「肥料は近くにホームセンターもあるが，そこでは量が多いものしか置いていないので購入しづらく，農協では小分けで買えるので良い」（Ｂ１氏），「ディスカウント店で売っている肥料や農薬は農協のものと成分が異なり，安いなりに生産物の出来も悪い」（Ｄ６氏）等という農協への高評価がある。

一方で「農薬や肥料は農協で購入することが多かったが，現在，予約注文の形で購入することに若干手間を感じており，農協利用が減少している」（Ｄ１氏），「少量なものが必要なときはホームセンターで購入している」（Ａ３氏）という声もある。農協の支店が撤退したＤ集落では，他店で農業資材を購入している人が増加しているとのことで，「近年の組合員の高齢化を考え，手数料を徴収してでも，肥料や農薬などがより身近な場所で買えるような地域密着型の事業展開を望んでいる」（Ｄ６氏）という意見もある。

生活用品の購入は，「従来どおり」（49.4％）が最も多く，次に「減少」（18.8％），「元々利用なし」（17.2％）であるが，ヒアリングによると，作業委託の影響も一部うかがえるものの，店舗の撤退や高齢化による購入量の減少や嗜好の変化などの影響の方が大きいようである。

信用事業の利用は，「従来どおり」（79.4％）が最も多く，次に「減少」（13.8％）であり，共済事業もほぼ同様の傾向である。「減少」のひとつの大きな理由としては，ヒアリングによると，委託によって米の販売代金が入らなくなったことが挙げられる。とはいえ，受委託の関係によって発生する地代，作業委託費，米の販売代金，配当などの金

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

銭上の取引は，基本的に各自の農協の口座を通じて行われることが多く，農協口座は必須といえる。「共済，自動車ローン，年金，旅行積立などを利用している。年金友の会にも加入している」というD９氏のような人たちが主流のようである。なかには，「農協も相談には乗ってくれるのだが，介護を含む家庭の話が絡む内容なので，身近過ぎる農協には相談しづらい」（E２氏）という声もある。

(3) 委託者の農協への関心・親近感

作業委託後の農協の行事への参加状況は，「従来どおり」（60.3%）が最も多く，次に「減少」（17.7%），「元々参加なし」（15.8%）である。農協の総代や地域座談会に対して，「元々，農協の地域座談会にはあまり出席しないが，農協への要望等は支店を通じて直接言っている」（A１氏）という声がある一方，「農協への不満や要望は，総代や地域座談会などでは声として出てこないし，思っていても言わない傾向がある。最近座談会への出席もしなくなってきたし，農協への関心も薄れてきている」（F１氏），「農協が開催している米の講習会や集落座談会には関係がないので参加していない」（F２氏）という意見がある。

次に，農協との親近感は「従来どおり」（70.7%）が最も多く，その理由として「農協職員が毎月戸別訪問をしてくれるので，農協との距離感は農業に従事していたときとあまり変わらない」（A４氏），「農協職員による月１～２回程度の訪問は，御用聞きのようで親近感があって良い」（A１氏），「車の免許を持っていないので，定期的な農協の訪問を重宝している」（E３氏）というような農協職員による戸別訪問が挙げられる。また，組合からの情報誌・配布物を楽しみにしている人も多く，それによって農協との親近感が醸成されているという声もある。農協に対して好印象を持っている人の意見として，「農協は地域に不可欠な存在となっている。住民が気楽に話の出来るセンターとしての機能を持っている」（F６氏），「農協には，安心して気軽に相談できるというイメージを持っている」（E１氏）等がある。

農協との親近感が「薄れた」人の意見として，「農業から離れると，農協にいく用事がなくなり，農協の支店に行くこともほとんどない。農協の様子は，組合員だよりで知る程度，毎月一斉家庭訪問があるが，話し込むことはない」（C２氏），「農作業をしなくなってからは農協への関心は薄れている。ただし，農地があるうちは，昔からお世話になっている農協との関係を維持したいという想いは強い」（B３氏）等がある。

第2図　作業委託後の農協の行事への参加及び農協との親近感

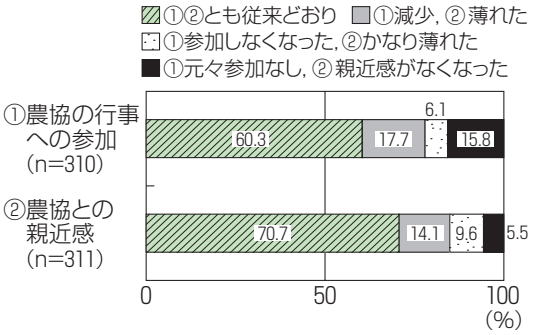

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

今後の農協に期待すること（307人集計）としては，「農協のサービスの充実・拡充」（43.0%）が最も多く，次に「地域の活性化」（39.7%），「農業振興」（29.3%）であり，「特に期待することはない」も２割弱の回答がある。ヒアリングでは，「農協は異動が多く，なかなか真剣になってもらえない。もっとサービスの充実に努めて欲しい」（C３氏），「農薬の飛散など周辺住民に迷惑がかからないように，農業者に注意・指導をして欲しい」（F２氏），等の声もある。

3　作業受委託者と地域・集落の関係

次に，作業受託組織と委託農家の関係についてヒアリング結果をもとに検討を加えたい。

(1)　作業受託組織と委託農家の関係

作業委託した農家は，集落営農組合や農業から離れていくことが想定されており，各集落営農組合はそうならないように個々の取組みを行っている。西美濃農協管内の３営農組合では自家の水田の草刈り等は自分で行うこととなっており，農業とのかかわりを絶やさないようにしている。信州うえだ農協管内のD営農組合では，組合の目標のひとつに「地域内の住民には離農したとしても農業のどこかにかかわってもらう」というモットーを掲げて，取り組んでいる。また，A営農組合では「組合の設立によって組合員が農業から離れ，作業を役員任せにしないように，組合員すべてに田植えへ参加するように促している。組合員は，６月の総会をはじめ，農事改良組合の総会や『農地・水・環境保全向上対策』の会合（年３回）などで顔を合わせる機会を保っている」としている。

自家の水田の草刈り等については，高齢等により自分でできなくなっている人も出ているが，「若い次世代の人にお願いすると草刈り等の作業は手伝ってくれる」（A営農組合），「隣接の組合員農家に相談し，作業をお願いしたりしている」（C営農組合）というように，集落内での支え合いによって現時点では乗り越えている。

信州うえだ農協管内のE営農組合においては「近年，会社勤めを終えた人たちが野菜作りを始め，直売所出荷会員になってきているものもいる。また，他出期間が長く，農地すべてを預けっぱなしの人が帰郷して，預けた水田を返してもらって耕作している人も出てきた。そうした人たちにとっては，E営農組合は頼りになる存在になっている」（集落の個人作業受託者）と評価している。

反面，組合の活動に積極的に関与していない作業委託や農地を貸し付けている個人からは「水利費や固定資産税の負担をE営農組合に負担をして欲しい」という声もある（E営農組合）。

(2)　作業受託組織と非農家の関係

非農家との関係において，作業受託組織は農機の移動時に非農家のところをなるべ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

く通らないようにしたり，農作業の防除に気を使ったりしている。Ａ営農組合では「農作業において消毒や農機からの泥落ちなどで非農家との関係が悪くならないように，組合の米を廉価で販売」しており，これによって集落内のコミュニケーションを図っている。

また，非農家との関係をより良くするための取組みとして，「育成会（子ども会）の活動で，地元の子どもたちと一緒にとうもろこし等の生産を行ったり，『農地・水・環境保全向上対策』への取組みによって，地域の団結心を醸成している」（Ａ営農組合），「Ｅ集落の神社境内で開催の夏祭り（約４千人参加）や農協のＥ支店駐車場で花市に協力している。また，生そばや盆花，農産物の販売などを行い，地域との関係性を維持・強化している」（Ｅ営農組合），が挙げられる。

(3)　作業委託者間の関係

作業受託組織は委託者との接点・関係性を維持するために，委託者に何かしらの農作業に携わるようにしたり，会合を設けたりしている。このような取組みから，「集落内の結束は比較的高く，溝さらえ等の共同作業も以前とあまり変わりない頻度で行っている。営農組合ができる前は実質的な耕作放棄地が集落内でも散見されたが，組合設立後はそのような農地は見られなくなった」（Ａ６氏）というように，作業委託前後での農家間の関係に変化はなく，かつ耕作放棄の減少が実現しているという意見がある。

一方で，「農家間については，コミュニケーションの維持・改善のために，各集落で年２回程度寄り合いや農事改良組合の座談会が設けられている。しかし，現状は各農家とオペレーターの人たちとの接点はあるが，農家間の接点はなくなってきている」（Ｂ４氏）というような，農家間の接点は薄れているところもある。

また，ヒアリングにおいては，「集落内での付き合いは減る傾向にある。集落内での共同作業も年々減少している」（Ａ５氏），「耕作していたときは，農家の人たちとは共通の話題があり，コミュニケーションがとれていたが，今はなくなってしまっている」（Ｂ３氏），「畦の草刈りでは，集落内の農家は60戸以上あるが，うち参加するのは30戸ぐらいで集落の役員の人たちが中心となってしまう」（Ｄ７氏）というような，農家間の関係性が希薄化している声が散見される。

農家の農地に対する考え方は，自家の農地は所有し，できる範囲で管理したいという意見が依然として多く，「営農組合に委託してから自分の水田にひえが生えていることも気になっている」（Ｂ２氏）という人もいる。そのようななか，「集落営農ができても，所有田の周辺の草刈は委託者が行うことになっているが，組合に預けたという気持ちが強まり，任せっきりになりつつある」（Ｃ３氏），「年に１回は組で日帰り旅行を行っている。集落営農組合が設立されてから，農地を他人に任せることに対する

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

抵抗感がなくなり，各家庭の農地への執着心が薄れてきたように感じている」(A４氏)という感想をもつ人もいる。また，「新規就農をしたい人がいれば，売りに出してもよい」(F３氏)，「できることなら水田を売却したい」(E２氏)，「他の地域から嫁いできたので，農地に対する愛着は低く，農地を買ってくれる人がいたら売りたい」(E３氏）という人たちも出てきている。

(4)　10年後の集落の稲作農業

10年後の自家の水田については，「農作業すべてを委託」(33.9%）が最も多く，次に「現状どおり」(30.6%)，「後継者に継承」(14.0%）である（第３図)。

また，10年後の集落の稲作農業は，「集落営農組織によって農業を維持」(47.5%）が最も多く，次に「農協が中心となって農業を維持」(17.0%)，「集落内の担い手が農業を維持」(14.1%）である（第４図)。

今後，各農家は集落営農組織等への依存を高めるとみられるが，ヒアリングでは，「機械の更新の経費が安ければ，もしくは農機を廉価でリースできれば，自分と母親で自作していただろう」(E４氏)，「よく手伝ってくれた息子が農業をやる気があり，今後とも自作も続けたいと思っているが，農業機械が使用に耐えられるかいかんである」(C３氏）という声もあり，農機を廉価で購入あるいはリースすることができれば，一部農地の自作や一定程度の農作業を，今後自分で行う意向のある人も存在している。

ヒアリングでは，今後の集落の稲作農業について農協に期待する声がいくつかある。例えば，「最終的には地域か農協が農業を担うしかないのではないか」(A１氏)，「10年後には集落内の農地は遊休化するのではないかと想像しており，農協が中心となって農業を維持して欲しいと考えている」(E３氏)，「高齢化が進み，担い手が少ない以上，農協が中心となって作業受託し

第3図　10年後の自分の水田

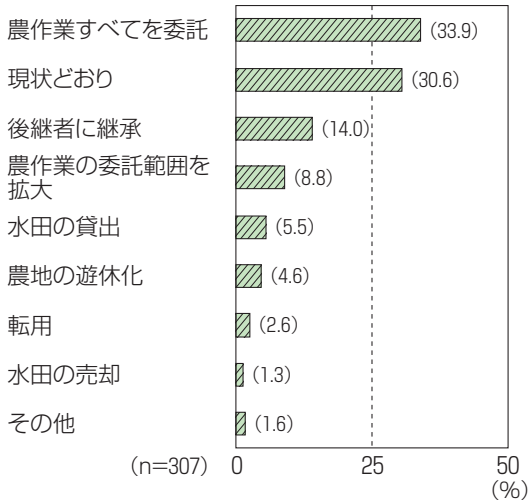

第4図　10年後の集落の稲作農業

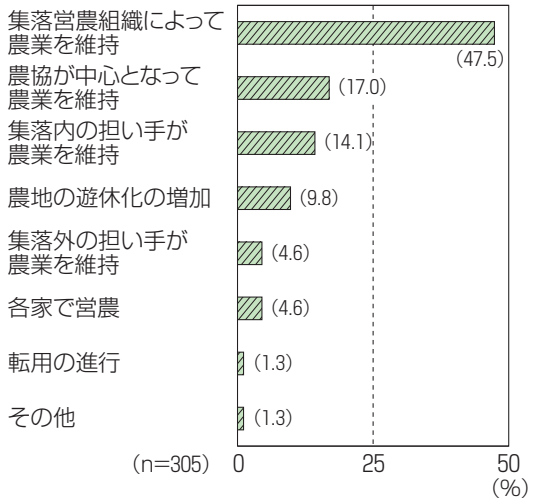

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農業を維持する以外策はないように感じている」(E７氏),「農協に期待することは,農作業受託をしてもらえれば有難い。農地を貸し出すと,取られてしまうのではないかという不安もあり,その点農協は信頼できる」(F６氏) 等である。

このように,農協への期待度は高いものの,まずは集落の農業は集落の人たちが自ら話し合い,その将来について考えていくことが重要であろう。そして,農協は集落の自主性を尊重しつつ,集落の農業の維持・発展のために,どのようなサポートが必要であるかを共に話し合える環境づくりが必要なのではないかと考えられる。

4　今後の農協の役割

最後に,今回の農作業受委託者双方へのヒアリング,アンケートを通じての今後の農協の役割について,若干の論考を加えたい。

(1)　作業受託組織に対して

ヒアリングした作業受託組織は基本的に農協事業を全面的に利用しており,その理由は先にみたとおり,集落営農組合の立ち上げ等に対して農協職員が真摯に対応したことの結果であるといえる。今後も農協は,受託組織との関係を良好にするために,受託組織のニーズ・実情に対するアドバイス・対応が求められる。そのためにも,集落内の農協職員などが受託組織との関係を密にすることは重要である。

作業受託組織の課題のひとつに,委託者との関係の希薄化の進行がある。受託組織は,委託者に農作業や会合等への参加を促しているが,農業に対する意識の変化や世代交代等によって今後の関係性が薄れていくことが考えられる。農協は受託組織と委託者の関係をサポートする取組みが求められる。それは,集落内だけではなく,農協にとってもプラスとなる(注2)。今後の農協は,受託組織の営農面の問題だけではなく,受託組織と委託者との良好な関係づくり・維持に配慮する必要があるといえる。

(注２) バランス理論によれば,農協と受託者組織の関係が良好であることを前提にすれば,第a図 (1) のように,委託者が受託組織と良好であれば,農協とも良好となる可能性が高い。反対に,第a図 (2) のように委託者が受託組織と非良好であれば,農協とも非良好となる可能性が高い。

バランス理論では,対人関係や事象間の関係が全体として調和的に認知されている状態をバランス状態とし,３者間の関係では,３つの関係がすべて正のとき,もしくは２つの関係が負で残りの１つの関係が正のときにバランス状態にあるという。３者間の関係がバランス状態にない場合は,いずれかの評価を変更しバランス状態に収斂する (末永・安藤編『現代社会心理学』参照)。

第a図　農協, 受託組織, 委託者の関係

(1) 受託組織と委託者の関係が良好な場合

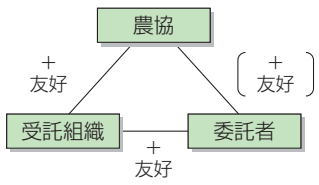

(2) 受託組織と委託者の関係が良好ではない場合

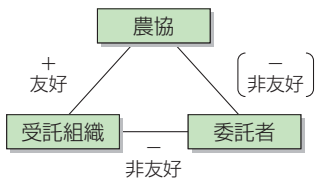

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(2) 作業委託者に対して

委託者の農協利用については，信用・共済事業は大部分が従来と変わらない利用が継続され，経済事業関係は想定していたとおり，作業委託した部分での取引が減少するという結果であった。

作業委託者の特徴として，委託によって農作業から完全に離れるという人は少なく，自家消費や直売所に販売する程度の野菜等を生産している人たちが多い。農協はこのような人たちに，①野菜生産の経験が少ない人たちに対して，畑地等への作付作物や栽培法等のアドバイス・営農指導，②小ロットでの苗や肥料等の購入・配達，③農協と他店で販売している資材（肥料や農薬など）の内容物等の違いの説明，等の取組みが考えられる。

また，委託によって農協の支店に行く機会が減少するというケースもあり，委託者と農協とのコミュニケーション・情報交換をする仕組みが必要である。委託者から高い評価を得ているのは，農協職員による月一度の戸別訪問・定期訪問や情報誌等の配布物である。農協の講習会においても，従来の米や営農に関する内容だけではなく，生活面を含めた委託者のニーズに応じた講習会や相談会を開くことによって関係性が築かれよう。「安心して気軽に相談できる」という農協の強みを維持・発展する取組みが望まれる。

(3) 地域・集落に対して

ヒアリングからは，農家間あるいは農家・非農家間のコミュニケーションに課題があるという声が散見され，農協によるお祭り等の開催や評判の良かった年金友の会のような組織，あるいは地域住民の集いの場の提供を農協が一層担う必要性を感じる。農家と非農家の関係については，例えばＢ３氏のヒアリングで，「新興住宅地に住む定年過ぎの人が，農地を借りて家庭菜園をしており，地主の人から育て方などを聞きながら，うまく関係性を築いている」という話があり，このような関係づくりのために，農協が農家と非農家とをつなぐ役割を担える可能性はある。

２農協管内の合計６集落の調査からではあるが，地域・集落内の人々の関係性が変わってきており，地域社会に根ざした農協として，「地域のため」という視点から新たな取組み・役割を見直す必要性があることがうかがえる。

（おなか　けんじ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

情勢

地方財政の変化と問題

――財政健全化法施行とリーマン・ショック後の地方財政運営――

理事研究員　渡部喜智

はじめに

2006年６月の北海道・夕張市の財政行き詰まりをきっかけに，地方公共団体（以下「自治体」という）の財政への注目が高まった。これを受け，自治体の財政再建法制の見直し―「地方公共団体の財政健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という）」の立法が急ぎ行われた。また，リーマン・ショックに伴う不況により自治体は税収の減少に直面するとともに，国の政策下，景気対策や生活支援の施策拡充を迫られた。一方，超高齢化進行に伴い，財政需要は社会保障関連へシフトしている。

以上のように近年の地方財政をめぐる環境変化は大きなものであった。地方財政はマクロ的な財政需要と財源調達の決定と，その財源配分を受けた自治体の財政運営に関するミクロ面に分けられるが，本稿ではまず財政健全化法のもとでの自治体財政状況を，財政指標分析を踏まえ検証する。このミクロ的な分析の後，景気悪化のなかで厳しさを増した地方財政のマクロ的な構造問題をみることとする。

１　夕張問題受け財政再建法制見直しの急展開

まず，自治体の財政再建法制の見直しを簡単に振り返る。

06年６月，夕張市は長年にわたる一時借入金の年度越え借換え等による資金繰り操作に行き詰まり，当時の地方財政再建促進特別措置法のもとでの「（準用）財政再建団体」の申請を表明した。夕張市以外の自治体でも，資金繰り逼迫事案の表面化がみられた。(注1)

これに先立ち，小泉政権は06年１月に「地方分権21世紀ビジョン懇談会」において「地方分権推進」の流れに沿って地方公共団体の責任の明確化の具体的議論を開始。同年７月初め「早期是正措置」を取り入れた「再生型破綻法制検討」の早期着手，３年以内の整備を提言し，「基本方針2006」にも記載された。ただし，前述の夕張市等の財政問題を受け状況が変化したこともあり，法制見直し論議は同年８月に設置された「新しい地方財政再生制度研究会」のもとで急速に進んだ。同研究会の12月の最終報告をベースに法案が作成され，翌07年３月９日に国会に提出された。注目された自

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

治体の破綻法制に基づく債務調整（債権の放棄・減額等）導入は研究会報告でも論点整理にとどまり，法案には盛り込まれなかった。法案は，同年５月14日の国会審議入りから１か月余りを経て成立し，07年６月22日に「財政健全化法」が公布された(注2)。以上の流れをたどると，財政再建法制の見直しは夕張市等の財政問題の表面化を受け，かなりの急展開だったことが改めてうかがえる。

同法は09年４月から全面施行となったが，後述の自治体の「健全化判断比率」等の公表に関する規定は先行して08年の４月１日より一部施行され，07年度決算に基づく健全化判断比率等から公表が始まった（現在は10年末に09年度分までが公表済み）。

多くのメディアが夕張市の財政悪化の事例を報道した。これにより，自治体の財政悪化が行政サービスの見直しや税・利用料等の住民負担の引上げをもたらし，住民生活に直接的な影響を及ぼす可能性があることが，多くの国民に認識された。自治体の財政運営への国民的関心――自治体財政のガバナンス強化と住民監視の必要性――が強まる重要な契機となったことは確かである。

（注１）自治体の準用財政再建指定は92年２月の福岡県・旧赤池町以来。また自治体の財政悪化とその後の事態収拾のルポルタージュとして，伯野卓彦（2009）を参照。

（注２）このあたりの経過については，前澤貴子（2007）参照。

2　「財政健全化法」での財政指標の改善

財政健全化法においては，自治体の財政情報開示の重要性にかんがみ，次のような財政指標の改善がはかられた(注3)。

旧地方財政再建促進特別措置法のもとでは，自治体本体と一部の特別会計・公営事業にかかる「実質赤字比率」のみが，財政再建自治体の適用基準（市町村では20％以上）であった。ただし，自治体の赤字算出は「現金主義会計」のもとで行われ，基金・積立金の取り崩しや借入等などにより，かなりの幅（操作性）があることも指摘される。この問題は現状も残る。なお，同法の外だが，地方債発行の許可制度(注4)のもとで「起債制限比率」――借入の元利償還額からなる公債費の「標準財政規模」に対する割合の規制があった。支出の弾力性が乏しい公債費負担が高くなると，財政の柔軟性が低下することから，同比率が20％を超える自治体については，一定の地方債（一般単独事業に係る地方債）の起債が制限され，30％を超える団体については，さらに災害復旧等を除き地方債について起債を制限する規制が置かれていた。

しかし，自治体の借入累増のもとで，その償還能力をはかるストック指標の必要性が唱えられていた。これに加え，地方自治法に基づき自治体が運営する多くの特別会計，上下水道・交通関係企業・病院等の公営企業，さらに第三セクターは自治体行政

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

の一翼を担い，かつ自治体が債務保証等を含め返済責任を負っている場合があるにもかかわらず，そのほとんどが外部から財政状況を監視される対象ではなかった。

このため財政健全化法では，財政指標を増やすとともに，指標算出の対象・範囲の拡大が行われた。すなわち，第１図に示されるように，前述の実質赤字比率に，対象を公営事業全体に拡大した「連結実質赤字比率」が加わり，前述の起債制限比率を変更し，引き継ぐ形で公債費の負担の度合いをはかる「実質公債費比率」，および自治体が返済責任を持つ負債の大きさをその自治体の財政規模に対する割合で示したストック指標として「将来負担比率」が「健全化判断比率」として導入された（計算式は参考１参照）。自治体は，以上の健全化判断比率４指標をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し，公表することを求められている。このほか，公営企業も自治体とは切り離した形で経営健全化が求められており，毎年度，個別にその資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し，公表することとなった。

第１図　健全化判断比率の対象区分（イメージ）

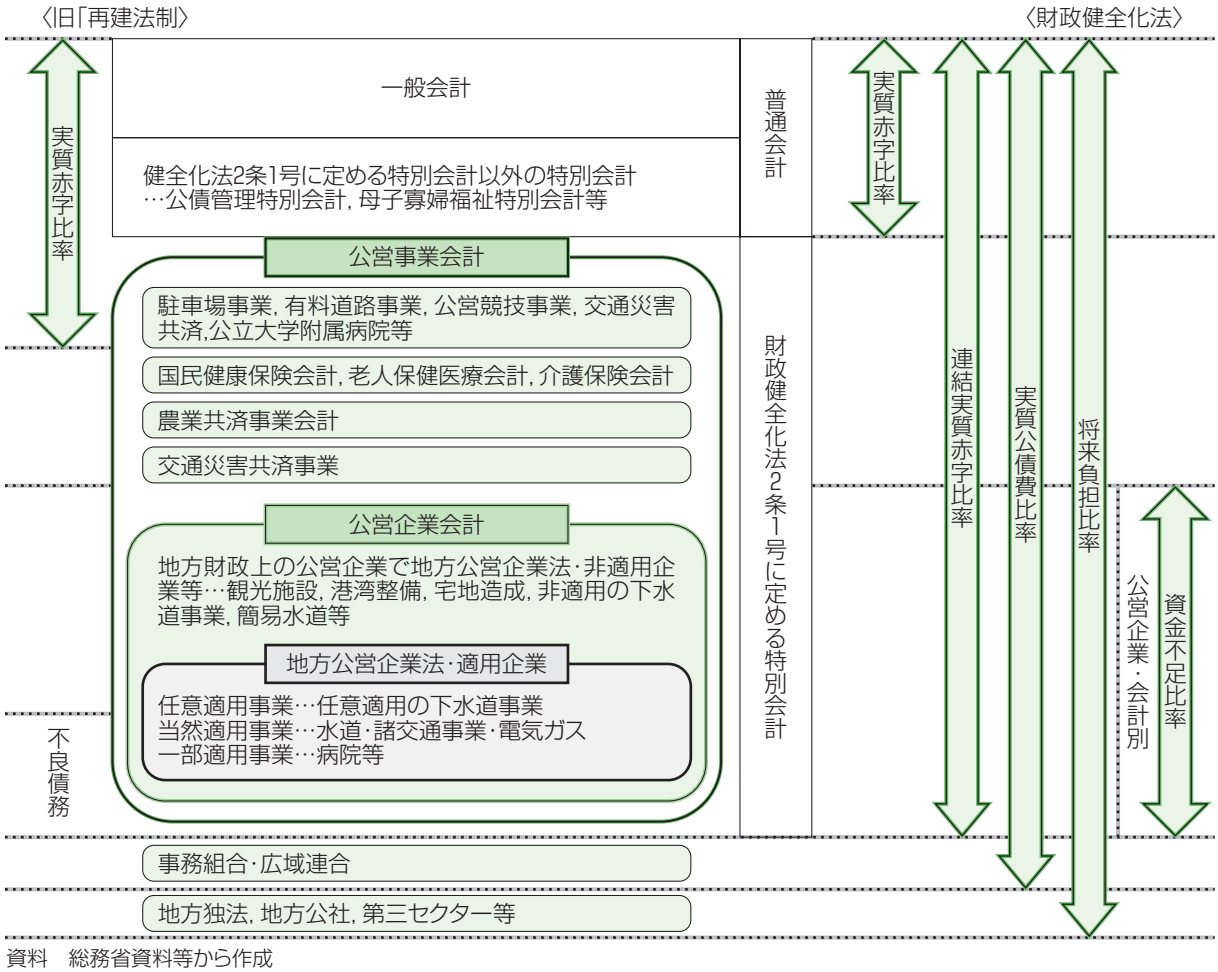

資料　総務省資料等から作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

（参考１） 健全化判断比率の算出式

・実質赤字比率

自治体の「一般会計」等の赤字を、その財政規模に対する割合で表したもの。

$$実質赤字比率＝\frac{一般会計等の実質赤字額}{標準財政規模}$$

・連結実質赤字比率

自治体の一般会計等に加え、公営企業などの公営事業の赤字（会計ごとの黒字合計と赤字合計の差額）をその財政規模に対する割合で表したもの。

$$連結実質赤字比率＝\frac{一般会計等の実質赤字額}{標準財政規模}$$

・実質公債費比率

自治体本体と公営事業、事務組合等の負担する借入金全体の元金・利息返済額（財政上「公債費」という）の大きさを、その財政規模に対する割合で表したもの。準元利償還金は公営事業や事務組合・ＰＦＩ等の償還義務費が該当するが、従来の起債制限比率には算入されていなかった。

$$実質公債費比率＝\frac{\begin{array}{c}（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－\\（特定財源＋元利償還金・準元利償還金）に係る基準財政需要額算\end{array}}{標準財政規模－（元利償還金･準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}\text{の３か年平均}$$

・将来負担比率

自治体本体に加え、自治体が負担すべき公営企業、公社・第三セクター企業などの借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したもの。

$$将来負担比率＝\frac{\begin{array}{c}将来負担額－（充当可能基金＋特定財源見込額等\\＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額）\end{array}}{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

（注３）健全化法の制度的内容や健全化判断比率の考え方については，小西砂千夫（2008），総務省HP「地方公共団体の財政の健全化」参照。

（注４）06年度より許可制から協議制に移行したが，実質公債費比率による許可団体の適用や起債制限は引き続き行われている。総務省は法律改正を経て健全性高い自治体に対し11年度から届け出制に変更する方針が報道されている。

3　健全化団体の減少等の動き

財政健全化法施行を受け，自治体の財政運営に変化はみられるのか，健全化判断比率などからみることとする。

前述の４指標のいずれかでも第１表の基準より悪化すると，早期健全化団体の指定を受けるが，その該当市町村団体数は減少がみられた。07年度決算では（純計）43団体だったのが，10年末発表の09年度決算では14へ大幅に減少した。

指標ごとにみると，実質赤字比率の基準以上団体が07年度は２市，また連結赤字比率の基準以上団体は公営事業や第三セクターの赤字から11あった。しかし，夕張市が赤字を脱するなど09年度には基準以上団体はゼロとなった。これは人件費など厳しい支出削減と赤字事業の見直しによることが大きい。なお，全国の赤字決算の市町村数も07年度の23から09年度は13へ減少した。

また，実質公債費比率の基準以上団体も07年度の33団体から，09年度には12団体に減少した。建設事業などの投資的経費の抑

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

第1表　早期健全化基準以上の市町村団体数

		07年度	08	09
健全化基準の4指標	実質赤字比率≧11.25～15%	2	2	-
	うち政令市を除く市	2	2	-
	町村	-	-	-
	連結赤字比率≧16.25～20%	11	2	-
	うち政令市を除く市	9	2	-
	町村	2	-	-
	実質公債費比率≧25%	33	20	12
	うち政令市を除く市	8	5	2
	町村	25	15	10
	将来負担比率≧350%	5	3	3
	うち政令市を除く市	3	2	2
	町村	2	1	1
純計（合計）		43	22	14

資料　総務省資料から作成
（注）　財政再生基準以上の団体を含む。また，実質赤字比率，連結赤字比率は財政規模により基準が変わる。

制傾向が継続するなか，90年代に高い金利で大量発行された地方債の元利金返済がピークアウトし，自治体のプライマリーバランス（＝借入の元利金返済額の公債費－借入などによる公債収入）が黒字となった。加えて，特例繰上償還制度での低利での借換えが進められた。以上が公債費の減少要因としてあげられ，実質公債費比率の基準以上団体の減少にも結びついたと考えられる。

将来負担比率が350％以上の該当団体も５から３に減少した。ただし，同指標は自治体と公営事業，組合・第三セクターを包含する総負債を分子とするストック指標であり，早急には改善しにくい性質を持つ。残る３団体の夕張市，青森県大鰐町，そして大阪府泉佐野市（09年度は交付税・不交付団体）は観光・土地造成・病院などの公営事業や第三セクターの負債が大きいことも特徴的である。

第２表により，市町村の実質公債費比率と将来負担比率の平均値（加重平均，単純平均）をみると，全市町村，市全体，町村全体のいずれのカテゴリーにおいても07年度から09年度にかけて低下しており，改善がうかがわれる。表中にはかかげていないが，平均値からのばらつきを示す標準偏差も縮小傾向にあり，指標好転の一端を示していると思われる。

第2表　実質公債費比率と将来負担比率の推移

		07年度	08	09
健全化判断比率	実質公債比率　加重平均	12.3	11.8	11.2
	単純平均	14.5	14.2	13.4
	うち市の単純平均	13.5	13.3	12.8
	町村の単純平均	15.3	14.9	14.0
	将来負担比率　加重平均	110.4	100.9	92.8
	単純平均	120.5	110.0	99.3
	うち市の単純平均	126.5	119.2	108.5
	町村の単純平均	114.6	103.0	90.3

資料　第1表に同じ
（注）　加重平均は総務省データ，単純平均は筆者試算。

リーマン・ショックによる税収の落ち込みは09年度より10年度に表れ予断を許さないが，健全化判断比率の公表が始まって以降，同指標は09年度まで改善傾向で推移している。その限りにおいて同法が財政規律を重視する自治体運営を後押しする効果があったと言えよう。しかし，以下のように地方財政の構造的問題はむしろ厳しさを増している。

4　依然大きい財政力の格差（差異）

自治体間には所得水準や経済規模などに基づく個人や企業の担税能力の差異がある。したがって，同じ税制を持つとしても

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

税収の差が生じる。また，自治体独自の税目や税率の設定にかかる制限(注5)についての考え方が基本的に存在する。

一方，居住地域を問わず国民には，憲法等法律により「ナショナル・ミニマム」と言われる標準的行政サービスが保障される。その執行において，自治体の果たす役割は大きい。日本では海外に比べても政策執行において国から自治体へ多くの事務委任が行われており，その反映として日本の自治体の執行予算比率は連邦制をとる国を含め先進国のなかで高い部類に属する(注6)。以上から自治体間の財政力の差を調整する仕組みが必要となる。

自治体の財政力の強弱は，基準財政収入÷基準財政需要＝「財政力指数」によって示される。第２図のように，分母の「基準財政需要」は標準的な行政サービスを行った場合の財政支出であり，国が定めた人口，面積や単位費用等に基づき算出される。

分子の基準財政収入は自治体の自主的財源というべきものであり，地方税収等の「標準的税収」に75％を掛けたものと地方譲与税の合計からなる。なお，留保財源は，独自財源として標準的行政サービスを上回る施策などに使用できる。

前述の「基準財政需要」が「基準財政収入」を上回る場合，財政力指数は１を下回る。その場合，国からその財源不足の差額は，（普通）地方交付税の形で交付される。

財政力指数が１を超え，普通交付税を受けない自治体の財政運営に余裕があると一概には言えないにしても、財政力指数の差

第2図　財政需要，財政収入と地方交付税の仕組み

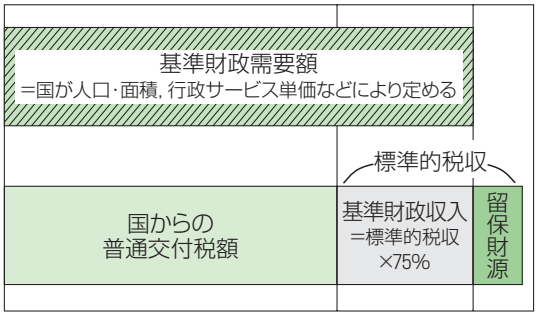

資料　第1図に同じ

第3図　全市町村･財政力指数の累積分布

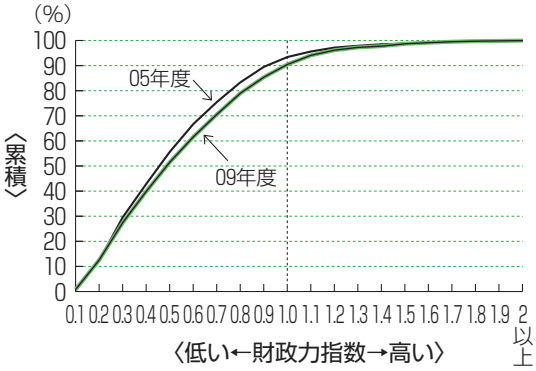

資料　筆者作成

は第３図の示すように大きい。

折しも２度にわたる「合併特例法（99～04年度，05～10年度）」のもとで，いわゆる「平成の大合併」が99年度より推進されてきた。国が推進する形での合併推進は09年度に一応終了した。当初目標とされた1,000への集約にはならなかったものの，市町村団体数は99年度当初の3,229から04年度末には2,395へ減り，さらに09年度末には1,727へ，ほぼ半減した。アンケートによれば，合併理由として「財政状況(注7)」をあげる回答が多かった。

第３図により，市町村の財政力指数の累積分布について，前の合併特例法が終わった直後の05年度と直近データの09年度を比較すると，財政力指数が0.2～0.6と極めて

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

低い市町村の比率が低下している。財政力指数が0.6までの市町村数の累積分布の比率は05年度には66.9％だったが，09年度には61.7％へ，５％超低下した。一方，財政力指数が１を超す市町村の比率は３％近く高まる形となった。これを見る限りにおいて，合併の効果は合併特例による様々な財政支援もあり，一定の財政力の向上となって表れていると見て取れよう。

しかし，財政力指数が0.4以下の市町村が現在も700あり，全体の４割を占める。留保財源を考慮しても国からの強い財源調整＝地方交付税を受けない限り，行政サービス執行の成り立たない市町村が多く存在する。

（注５）国の法令優先主義のもとで，自治体独自の税目・税種を設け課税ベースを拡大する制限を「課税否認」，上限税率を超えた税率引上げへの制限を「課税制限」という。なお，地方分権一括化法により法定外目的税が解禁となった。また判例上も，神奈川県臨時特例企業税・東京高裁判決などで地方税の国税との矛盾抵触を一定の範囲で認めている（鈴木庸夫「地域主権時代の条例案　ジュリストNO1413 10.12.15号」）。

（注６）林正義（2006）を参照。

（注７）平成の大合併に関する理由や評価などについては（財）日本都市センターの「市町村合併に関するアンケート調査」参照。

5　揺らぐ地方財政の根幹
―地方交付税の大幅な財源不足―

「ナショナル・ミニマム」＝標準的な行政サービスの執行が求められるのに対し，前述のように自治体の財政力の差は大きい。その財政調整の仕組みとして地方交付税があり，地方財政を支える根幹の制度と言える。

そのマクロ的枠組みは年末の国の予算編成に合わせ，総務省と財務省の折衝を経て「地方財政対策」という形で提示される。

基準財政収入と基準財政需要の差額は，本来は地方交付税の「法定財源」(注8)により交付されるべきものである。しかし，国自体の大幅な税収不足から，交付財源が不足する状況が常態化している。これに対処するため第４図に示すように，地方交付税特別会計の借入や03年度以降は「臨時財政対策債」(注9)という赤字地方債で法定財源の不足分を埋め合わせる手立てが長年にわたりとられてきた。このような形での財源不足の調達は，歳出規模の増大と景気低迷により90年代から2000年代初めに増加をたどった後，03～07年度にかけては税源移譲もありいったん縮小する動きをみせた。しかし，リーマン・ショック後の歳出規模増加と税収悪化を受け，財源不足は再び拡大している。民主党政権はマニフェストに基づく新規施策の財政需要に対し加算等の積み増し対応も行ったが，財源不足は増え臨時財政対策債は，08年度の2.54兆円から09年度は5.15兆円へ増加し，さらに10年度は7.71兆円となる見通しである。10年末発表の「地方財政対策」によれば，11年度（当初予算ベース）は税収（地方税と地方譲与税の合計）が景気の立ち直りで3.3％増となる見込みであることもあり，臨時財政対策債は6.16兆円へ減る予想であるが，歳出規模に対する割合は依然7.5％という高さである。

臨時財政対策債は将来の基準財政需要に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

算入されており，地方財政対策のなかで国が返済財源を手当てする位置付けと解釈される。しかし，将来の財源を先食いしている面は否定できない。財源不足を先送りし続けてることが困難であることは明らかである。また，財源不足の常態化以外にも，交付税制度には基準財政需要の算出過大との意見や財政調整による財政規律上の問題の指摘もある。(注10)

なお，不交付団体（参考２参照）からは本来的に財政需要額に入れられるべきものが入っていないなどの不満等も表明されている。たとえば，東京都の05～09年度の平均財源超過額は1.36兆円であり，リーマン・ショックに伴い税収が沈んだ10年度も0.38兆円が残る見込みである。しかし，大都市首都・東京が実施する行政サービスによる財政需要の算出等は，過小評価であるとの反論が出されている。

地方への税源移譲が進んだとしても，自治体の財政力格差を埋められるものではない。地方交付税を通じた財政調整は地方財政に不可欠な制度である。一方、地方交付税の財源不足について国が将来的にも返済原資を担う責任は重いが，国の一般会計への圧迫要因がもう一つ加わることになる。このまま国と地方の税収改善策が講じられず大幅な財源不足が続けば，自治体間の財政調整の困難が増し，地方歳出規模の縮減の議論が高まる可能性もあろう。地方財政制度の継続可能性も考慮した財政再建策が必要となっている。

第4図　地方交付税（総額）の財源内訳

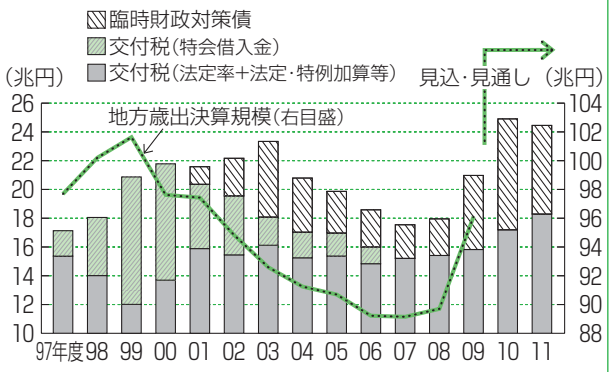

資料　総務省「地方財政白書」等から作成（決算・補正後ベース）

（参考２）　不交付団体の推移

不交付団体は景気回復に伴い07年度には186市町村、全体の10.3％まで高まったが、リーマン・ショック以降減少し、10年度は70市町村となった。都道府県では東京都のみが不交付団体。

普通交付税の不交付市町村数とその比率の推移

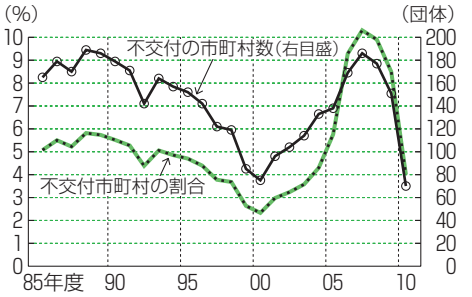

資料　筆者作成

（注８） 10年度は，所得税・酒税の32%，法人税の34%，消費税の29.5%，たばこ税の25%。地方交付税については小西砂千夫（2009），池上岳彦（2003）参照。

（注９） 地方財政法33条の５の２（地方債の特例等）に基づき，同法５条ただし書きにより起こす地方債の特例－投資的経費以外の経費にも充てられるものとして発行される。満田誉「臨時財政対策債についての質問に答える」参照。

（注10） 例えば，浅羽隆史（2002），また，土居丈朗（1996）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

6　社会保障支出の増加等による歳出硬直進行

次に歳出面において，義務的で非弾力的な「経常支出」の変化を見てみよう。

自治体（県と市町村の合計）の経常支出のなかで，前述したように公債費が減少に転じ，その構成比率も直近では若干低下した。人件費の減少も緩やかながら進んでいる。05年度の25.26兆円から，09年度には23.98兆円へ減少した。退職金は高止まりしているが，給与費減少によるところが大きい。地方公務員数が県と市町村を合わせ05～10年の間に7.5％減少し，地方公務員の１人当たり給与（全職種：給料＋手当）が同期間に4.2％低下したことが影響している。

しかし，社会保障関係費は超高齢化に伴う自然増が大きく，その増加傾向は厳しい。性質別歳出費目において社会保障関係の支出が入る「扶助費」[注11]は00年度が6.10兆円だったのが，05年度は7.67兆円，09年度には9.08兆円へ増加し，その構成ウェイトは00年度の6.2％から09年度には9.5％へ上昇してきた。10年度（当初予算）も民主党のマニフェストに基づく政策実施で大幅増加が見込まれている。

以上の結果，全体の経常支出の増加傾向が続くなか，一般財源に占める経常支出の割合である「経常収支比率」も上昇してきた。07年度以降は頭打ちとなったが，加重平均ベースでは依然90％台を超える状態にある。財政健全化法のもとで財政指標には改善への動きもみられるものの，弾力性の低い義務的経費が全体の９割程度を占めることにより，歳出の硬直化が進んでいることは問題である（第５図）。

逆に公共事業等の投資的経費は減少が継続している。現状はピークの96年度の３割程度の水準であり，前向きないし需要創出的な事業が制約されている状況を物語る。

この経常収支率上昇によって示される財政硬直化は，財政力指数の高い自治体においても同様である。第６図は財政力指数と経常収支率の分布図であるが，05年度は財政力指数（高さ）と経常収支率（低さ）の

第5図　全国市町村の経常収支率の推移

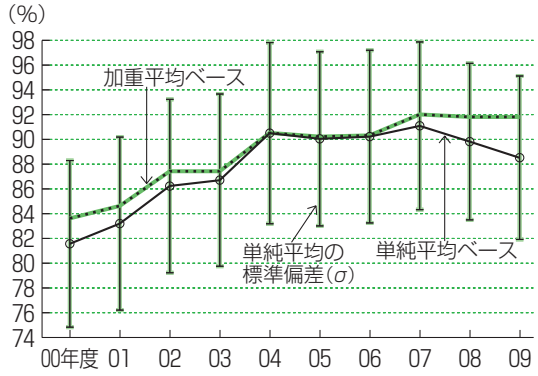

資料　総務省HP，日経Needs　FQ(地方財政)データから作成
(注)　加重平均は総務省データ，単純平均は筆者試算。

第6図　財政力指数と経常収支率の関係

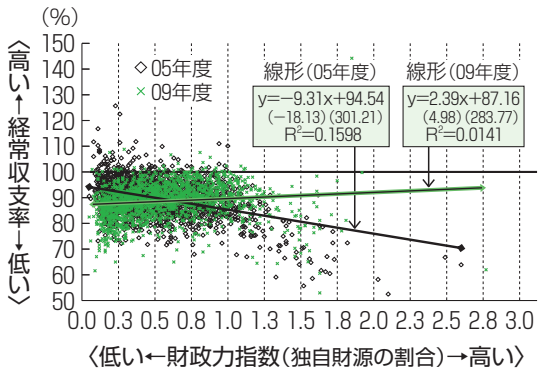

資料　筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

間に弱いながら逆相関の関係がみられたが，09年度はその関係が消えた。財政力の強いはずの自治体でも超高齢化や不況深刻化に伴う社会保障関連支出の増加により，歳出の硬直化が進んでおり，構造的問題の根深さを示す。社会保障国民会議（08年11月報告）によれば，社会保障関係費は11～15年度の間に自治体負担分だけで４兆円増えると試算される。これを賄う財源は国にも地方にも見当たらないというのが現状であり，歳出硬直化の進行は避けられない。

（注11）00年度は減少したようにみえるが，介護保険制度に伴い老人福祉関係費が同保険事業会計からの支出に振り替わったため。

おわりに
―超高齢化下の地方財政の持続性―

標準的行政サービス実施の財政需要を充足させるには，自治体間の財政力格差は余りにも大きい。それを調整する制度として地方交付税は不可欠だが，財源不足が恒常化している。現在の赤字地方債の発行という形で，将来財源を先食いする手法にも限界がある。

人件費や公債費の削減は行われているものの，社会保障関連の歳出が着実に増えている。このため，義務的経費は全体として増加しており，経常収支比率は９割という高さにある。財政健全化法のもとで市町村の財政指標に改善が見られると言っても，地方財政の支出構造は硬直化している。

税源移譲や委任事務の柔軟な実施など地方分権の徹底により，地域の実情にあった行政サービスのあり方を突き詰め行政コスト削減につなげることも重要である。しかし，65歳以上人口比率は今後15年程度の間に３割を超える。超高齢化は中山間地域だけでなく大都市圏においても，程度の差こそあれ進行する。社会保障関連等の財政需要の増大するなかで，その財源をいかにするかは，地方財政においても急務の問題となっている。

＜参考文献＞

・浅羽隆史（2002）『地方交付税の実態・問題点と改革案』富士総研
・池上岳彦（2003）「地方交付税」『地方交付税　何が問題か』第４章
・小西砂千夫（2008）『自治体健全化法』学陽書房
・小西砂千夫（2009）『基本から学ぶ地方財政』学陽書房
・伯野卓彦（2009）『自治体クライシス』講談社
・前澤貴子（2007）「地方自治体の財政問題と再建法制」国立国会図書館『調査と情報』第585号
・土居丈朗（1996）「日本の都市財政におけるフライペーパー効果」『フィナンシャル・レビュー』
・林正義（2006）「国と地方の役割分担」（06年，財務政策総合研究所『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』報告書　第１章）
・満田誉（2009）「臨時財政対策債についての質問に答える」地方債協会『地方債月報』12月号

（わたなべ　のぶとも）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A4判，160頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2011年２月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(55)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(55)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(55)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(56)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定……(56)
6. 農業協同組合　主要勘定……(56)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(58)
8. 漁業協同組合　主要勘定……(58)
9. 金融機関別預貯金残高……(59)
10. 金融機関別貸出金残高……(60)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7746
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2005. 12	**41,126,783**	**4,757,210**	**22,381,301**	**994,511**	**43,448,847**	**13,465,331**	**10,356,605**	**68,265,294**
2006. 12	**40,517,246**	**4,531,060**	**23,848,286**	**915,139**	**45,332,381**	**11,991,721**	**10,657,351**	**68,896,592**
2007. 12	**39,864,715**	**4,733,524**	**17,866,671**	**807,890**	**40,160,135**	**12,178,422**	**9,318,463**	**62,464,910**
2008. 12	**37,146,683**	**5,131,502**	**16,325,498**	**3,619,532**	**36,078,979**	**9,466,736**	**9,438,436**	**58,603,683**
2009. 12	**39,148,992**	**5,530,290**	**23,126,522**	**1,167,264**	**45,880,590**	**11,793,266**	**8,964,684**	**67,805,804**
2010. 7	39,288,746	5,600,945	24,403,686	1,242,430	46,091,540	13,040,874	8,918,533	69,293,377
8	39,331,362	5,590,377	24,351,961	1,102,348	46,834,763	12,312,959	9,023,630	69,273,700
9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557
10	39,342,206	5,536,233	22,127,427	674,689	45,347,639	12,635,598	8,347,940	67,005,866
11	40,034,625	5,499,987	23,304,300	1,123,222	45,266,855	13,518,066	8,930,769	68,838,912
12	40,435,770	5,465,437	22,754,868	639,282	45,134,275	13,471,702	9,410,816	68,656,075

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2010年12月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,909,130	-	438,636	706	122,916	-	33,471,389
水産団体	1,158,047	-	61,295	1	2,349	-	1,221,692
森林団体	1,404	9	5,103	44	118	-	6,679
その他会員	881	-	1,555	0	-	-	2,436
会員計	34,069,463	9	506,590	751	125,383	-	34,702,197
会員以外の者計	272,015	51,383	236,778	64,703	5,095,207	13,487	5,733,573
合計	**34,341,479**	**51,392**	**743,368**	**65,454**	**5,220,590**	**13,487**	**40,435,770**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 97,517百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2010年12月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	58,353	4,787	130,053	-	193,193
	開拓団体	137	18	-	-	155
	水産団体	10,822	3,383	10,343	159	24,707
	森林団体	2,453	7,696	2,195	71	12,415
	その他会員	619	207	140	-	966
	会員小計	72,384	16,092	142,731	230	231,436
	その他系統団体等小計	101,897	22,742	36,396	36	161,071
	計	174,281	38,834	179,127	266	392,507
関連産業		1,961,227	39,831	1,116,104	6,562	3,123,724
その他		9,805,671	4,435	145,365	-	9,955,471
合計		**11,941,179**	**83,100**	**1,440,596**	**6,828**	**13,471,702**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

(貸方)

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2010. 7	5,200,479	34,088,267	39,288,746	-	5,600,945
8	5,312,968	34,018,394	39,331,362	3,000	5,590,377
9	5,316,363	33,921,235	39,237,598	2,500	5,576,231
10	5,216,442	34,125,764	39,342,206	-	5,536,233
11	5,899,638	34,134,987	40,034,625	-	5,499,987
12	6,085,640	34,350,130	40,435,770	-	5,465,437
2009. 12	5,836,448	33,312,544	39,148,992	14,000	5,530,290

(借方)

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2010. 7	60,279	1,182,150	46,091,540	17,834,475	6,191	-	82,525
8	101,683	1,000,664	46,834,763	17,202,779	7,768	-	82,397
9	99,316	717,807	46,042,647	17,294,930	7,807	-	76,772
10	52,663	622,025	45,347,639	16,954,200	6,967	-	78,435
11	98,866	1,024,356	45,266,855	15,841,807	11,787	-	76,619
12	44,033	595,249	45,134,275	16,211,797	13,169	-	83,100
2009. 12	57,803	1,109,461	45,880,590	15,664,071	2,051	-	95,189

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2010. 7	52,843,971	51,119,420	861,280	764,928	1,677,703
8	53,073,215	51,236,811	810,745	764,924	1,685,337
9	52,492,593	51,118,458	753,142	764,923	1,686,369
10	52,812,382	51,303,081	913,878	764,924	1,688,834
11	52,751,352	51,281,118	915,699	764,923	1,691,959
12	53,222,482	51,454,950	820,335	765,550	1,692,220
2009. 12	52,005,030	50,006,374	676,273	615,194	1,537,275

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2010. 6	25,912,834	60,073,481	85,986,315	525,078	346,693
7	25,449,314	60,394,440	85,843,754	531,306	352,887
8	25,624,335	60,327,033	85,951,368	517,661	339,902
9	25,437,161	59,957,081	85,394,242	524,167	346,162
10	26,018,452	59,700,122	85,718,574	527,735	348,383
11	25,721,926	59,955,543	85,677,469	508,722	331,985
2009. 11	25,192,711	59,244,801	84,437,512	528,769	357,871

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
820,702	6,137,303	3,425,909	14,019,772	69,293,377
686,842	6,230,810	3,425,909	14,005,400	69,273,700
579,867	5,457,886	3,425,909	15,665,566	69,945,557
628,640	5,681,342	3,425,909	12,391,536	67,005,866
539,542	5,297,721	3,425,909	14,041,128	68,838,912
430,040	5,378,248	3,425,909	13,520,671	68,656,075
510,602	5,299,317	3,425,909	13,876,694	67,805,804

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
11,450,510	1,501,606	6,231	13,040,874	1,020,924	7,891,419	69,293,377
10,781,898	1,443,626	5,037	12,312,959	1,002,335	8,013,528	69,273,700
10,644,216	1,416,120	5,075	12,142,184	1,069,831	9,865,965	69,945,557
11,110,009	1,440,521	6,631	12,635,598	1,160,361	7,180,613	67,005,866
11,970,559	1,464,991	5,896	13,518,066	1,262,105	7,656,877	68,838,912
11,941,178	1,440,595	6,827	13,471,702	1,344,962	8,052,685	68,656,075
10,006,930	1,682,872	8,274	11,793,266	1,616,594	7,346,039	67,805,804

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
63,401	31,062,848	30,963,814	2,000	396,174	16,550,194	6,934,112	1,488,386
61,293	31,284,443	31,182,886	2,000	402,053	16,556,034	6,934,599	1,488,900
59,213	30,714,506	30,616,006	4,000	403,902	16,477,597	6,933,061	1,510,123
56,645	31,190,557	31,097,694	32,000	406,023	16,499,200	7,034,303	1,499,814
62,975	30,783,163	30,686,889	2,000	411,564	16,985,596	6,975,532	1,512,949
106,874	31,022,280	30,930,225	2,000	408,546	17,068,619	7,006,539	1,538,647
101,878	29,504,686	29,410,053	-	396,900	16,706,027	7,194,015	1,522,571

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
390,619	58,145,376	57,930,539	4,790,861	1,505,437	24,114,110	256,149	722
385,525	58,079,310	57,863,915	4,784,333	1,505,159	24,135,452	255,763	722
387,923	58,211,068	57,998,256	4,766,166	1,508,827	24,091,321	255,182	722
382,054	57,749,052	57,522,567	4,756,984	1,510,103	23,983,892	253,416	720
369,731	58,116,591	57,892,334	4,732,251	1,514,422	23,958,815	252,830	720
399,619	57,983,363	57,761,110	4,876,745	1,656,262	23,902,518	241,327	719
392,189	56,661,769	56,445,095	4,926,166	1,594,103	23,846,095	259,566	736

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2010．9	2,014,080	1,388,809	3,415	56,571	13,854	1,271,031	1,248,190	156,403	595,747
10	2,058,574	1,418,212	3,414	56,573	13,615	1,309,458	1,285,715	151,832	601,579
11	2,047,049	1,409,304	3,313	56,573	14,525	1,305,395	1,281,228	154,248	594,125
12	2,061,804	1,417,251	3,313	56,575	14,142	1,324,927	1,295,173	156,553	587,379
2009．12	2,041,115	1,384,706	3,436	56,446	12,866	1,293,685	1,265,349	161,803	594,035

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2010．7	880,595	512,056	155,998	120,679	118,622	7,363	827,156	813,014	4,175	224,653	8,529	161
8	875,899	509,025	156,598	120,638	118,046	8,276	825,776	813,821	4,175	220,935	8,566	161
9	882,507	549,665	155,606	120,146	118,644	7,733	835,857	819,233	4,175	220,516	8,540	161
10	918,753	578,770	157,170	120,537	118,745	7,639	874,393	863,571	4,174	221,021	8,515	161
2009．10	931,396	530,688	159,335	117,425	118,349	7,934	877,584	866,227	4,800	226,760	9,034	163

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。（2009年4月より共済借入金を含まない）
3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。（2009年4月より共済貸付金を含まない）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007. 3**	**801,890**	**496,044**	**2,487,565**	**1,936,818**	**546,219**	**1,113,773**	**160,673**
	2008. 3	**820,756**	**509,860**	**2,525,751**	**1,956,991**	**555,619**	**1,137,275**	**163,300**
	2009. 3	**833,096**	**508,917**	**2,575,584**	**2,002,165**	**560,995**	**1,154,531**	**163,634**
	2009. 12	853,057	520,050	2,534,595	2,043,112	577,352	1,185,688	168,005
	2010. 1	847,735	515,434	2,541,101	2,028,975	572,000	1,177,279	167,212
	2	850,048	517,091	2,550,103	2,043,890	574,687	1,183,145	168,014
	3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336
	4	848,037	516,230	2,615,920	2,073,746	569,910	1,188,482	168,807
	5	848,431	518,217	2,639,017	2,077,071	568,402	1,185,709	168,756
	6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676
	7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448
	8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940
	9	853,943	524,926	2,619,065	2,071,464	570,627	1,195,743	171,601
	10	857,185	528,124	2,579,077	2,068,207	569,353	1,197,645	171,420
	11	856,774	527,514	2,601,743	2,073,550	568,471	1,194,795	171,266
	12	P 866,372	532,225	2,576,384	2,097,915	575,817	1,208,008	P 173,227
前年同月比増減率	**2007. 3**	**1.7**	**1.9**	**△0.8**	**2.5**	**0.9**	**2.0**	**0.8**
	2008. 3	**2.4**	**2.8**	**1.5**	**1.0**	**1.7**	**2.1**	**1.6**
	2009. 3	**1.5**	**△0.2**	**2.0**	**2.3**	**1.0**	**1.5**	**0.2**
	2009. 12	1.7	0.7	1.8	2.8	2.7	1.8	1.6
	2010. 1	1.7	0.5	1.8	3.1	2.7	2.0	1.8
	2	1.5	0.3	1.6	2.9	2.6	1.8	2.1
	3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3
	4	1.3	0.9	2.3	3.0	1.0	1.8	2.4
	5	1.3	1.5	3.7	2.9	0.7	1.8	2.5
	6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1
	8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0
	9	1.5	2.5	3.3	2.7	0.3	1.9	3.1
	10	1.4	2.7	3.3	2.6	0.1	1.9	3.1
	11	1.5	2.9	2.2	2.5	△0.0	1.8	3.1
	12	P 1.6	2.3	1.6	2.7	△0.3	1.9	P 3.1

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2007．3**	**212,166**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**416,504**	**634,955**	**93,670**
	2008．3	**215,985**	**52,468**	**1,804,791**	**1,480,672**	**426,428**	**635,433**	**93,828**
	2009．3	**223,750**	**56,420**	**1,897,811**	**1,544,616**	**432,999**	**648,785**	**94,073**
	2009．12	225,258	56,714	1,819,008	1,537,588	436,304	646,571	94,401
	2010．1	225,004	57,004	1,806,900	1,533,707	434,297	641,725	94,100
	2	225,035	56,437	1,803,743	1,532,833	434,000	640,894	94,186
	3	226,773	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	4	225,826	54,998	1,777,889	1,531,534	428,340	635,021	93,768
	5	227,369	55,306	1,766,880	1,530,272	427,572	634,292	93,495
	6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405
	7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669
	8	226,967	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	93,506
	9	225,874	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022
	10	225,648	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	635,390	93,783
	11	225,139	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	93,621
	12	P 224,419	54,679	1,733,515	1,556,014	434,931	640,623	P 94,250
前年同月比増減率	**2007．3**	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**
	2008．3	**1.8**	**1.8**	**△0.2**	**2.6**	**2.4**	**0.1**	**0.2**
	2009．3	**3.6**	**7.5**	**5.2**	**4.3**	**1.5**	**2.1**	**0.3**
	2009．12	2.7	1.1	△4.5	0.0	0.6	△0.4	△0.1
	2010．1	2.6	0.3	△4.2	0.1	0.6	△0.7	△0.4
	2	2.5	△0.5	△4.8	△0.0	0.6	△0.9	0.1
	3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	4	1.2	△1.1	△5.7	0.1	△0.4	△1.3	0.2
	5	0.6	△0.6	△5.9	△0.0	△0.8	△1.6	△0.1
	6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1
	7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2
	8	0.1	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	0.1
	9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2
	10	△0.2	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	△1.2	0.0
	11	△0.4	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	△0.1
	12	P △0.4	△3.6	△4.7	1.2	△0.3	△0.9	P △0.2

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農中総研ホームページの全面リニューアルについて（ご案内）

この度，当農林中金総合研究所のホームページ (http://www.nochuri.co.jp/) を刷新いたしました。「必要な情報が見つけやすい」「レポートを柔軟に検索できる」そして「提供情報がさらに充実した」ホームページを目指しております。

そのため，使いやすさに配慮してレイアウトやデザインを全面的に見直すとともに，新たな機能を数多く加えました。どうぞご活用ください。

農林中金総合研究所は，農林漁業・環境問題などの中長期的な研究，農林漁業・協同組合の実践的研究，そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など，幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

http://www.nochuri.co.jp/

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年3月号第64巻第3号〈通巻781号〉3月1日発行

編　集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

発　行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定　価

400円（税込み）1年分4,800円（送料共）

印刷所

永井印刷工業株式会社